

日本スポーツとジェンダー研究会
第4回大会
プログラム・発表抄録

と き／2005年7月2日(土)・3日(日)

ところ／中京大学名古屋キャンパス

JSSGS

主 催／日本スポーツとジェンダー研究会

日本スポーツとジェンダー研究会第4回大会

と き：2005年7月2日(土)・3日(日)

ところ：中京大学名古屋キャンパス ヤマテホール(センタービル2F)、センタービル8F
〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町101-2
名古屋市営地下鉄鶴舞線・名城線「八事」下車5番出口より徒歩0分

主 催：日本スポーツとジェンダー研究会
URL <http://www.jssgs.org> E-mail info@jssgs.org

後 援：愛知県教育委員会・名古屋市教育委員会・(財)日本体育協会・
(財)愛知県体育協会・東海体育学会・名古屋市体育研究会

協 賛：SSF 笹川スポーツ財団・大塚製薬株式会社・教育シューズ東海
UCC 上島珈琲株式会社中部支社システム飲料営業部

広報協力誌(紙)・メディア

「VOICE OF WOMEN」日本女性学研究会

学校をジェンダーフリーに全国ネット・ニュースレター

「体育科教育」大修館書店

「体育の科学」杏林書院

「コーチングクリニック」ベースボールマガジン社

「月刊トレーニングジャーナル」ブックハウスHD

「楽しい体育・スポーツ」学校体育研究同志会

日本体育学会体育史専門分科会・会報

第4回大会実行委員会 事務局

〒470-0393

愛知県豊田市貝津町床立101

中京大学体育学部 担当：來田享子

Tel&Fax：0565-46-6568

日本スポーツとジェンダー研究会事務局

〒590-0035

大阪府堺市大仙町2-1 大阪女子大学

人間関係学科熊安貴美江研究室内

Tel. 072-222-4811(内線)4354

ごあいさつ

日本スポーツとジェンダー研究会
会長 飯田 貴子

「日本スポーツとジェンダー研究会」は、今年で第4回大会を迎えます。

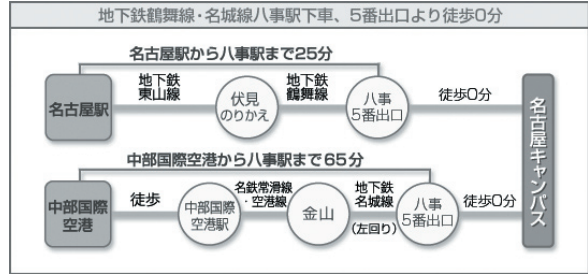
昨年度は、これまでの研究会活動に加え、他領域の学会や研究会とも連携して、共催という形で講演会やシンポジウムを開催することができました。そのひとつは、当地、名古屋で開かれたシンポジウム「性別を考える—医学・法学・スポーツ科学の対話—」です。異なる分野で活動する人々が一堂に介し、意見を述べ合い議論を深めることは、本研究会、JSSGSの発展に大きな成果をもたらすことを改めて認識致しました。今後もこのような機会を見つけ、挑戦していきたいと考えております。

本大会では、講演「身体史からスポーツを考える—性差はどのように語られてきたか—」に荻野美穂氏を迎えます。文化的・政治的現象としての身体を論じては第一人者である荻野氏を迎えることができるのは、この上ない喜びです。実行委員会では、当初より本大会のテーマを「身体」とさだめ、昨年度のWS「ダイエット志向とジェンダー」、秋季研究会「性転換者の五輪出場承認とその条件をめぐる議論」、そして先にあげた共催シンポジウムと討論を積み重ね、準備をしておりました。講演に続く、パネルディスカッション「スポーツにおける多様な身体」やWSも含めて、「身体」をめぐる議論がどのように展開していくのか、ご参加下さいました皆様にとりまして、十分に満足していただける内容になりますことを願っております。

この6月には、男女共同参画社会の形成促進に関する中間整理のための意見を求められました。どのような意見がまとめられるにせよ、現在、国会や地方自治体、あるいはメディアを通して「ジェンダーフリー教育」に対するバッシング、「女らしさ男らしさ」を是認する声が吹き荒れていると感じております。あるいは皆様も実感されておられることでしょう。「ジェンダーフリー」という言葉は、本研究会の設立趣旨文にある「ジェンダーフリーなスポーツ文化の構築」にも含まれており、JSSGSにとっても切実な問題です。そのため、この用語の使用にあたっては、さらに確固たるものへと再構築する必要があると考えておりますが、JSSGSは「ジェンダー概念」を否定するような動きに対しては、毅然と立ち向かわねばならないとも考えております。そして、この大会がその一助になるであろうことを願っております。

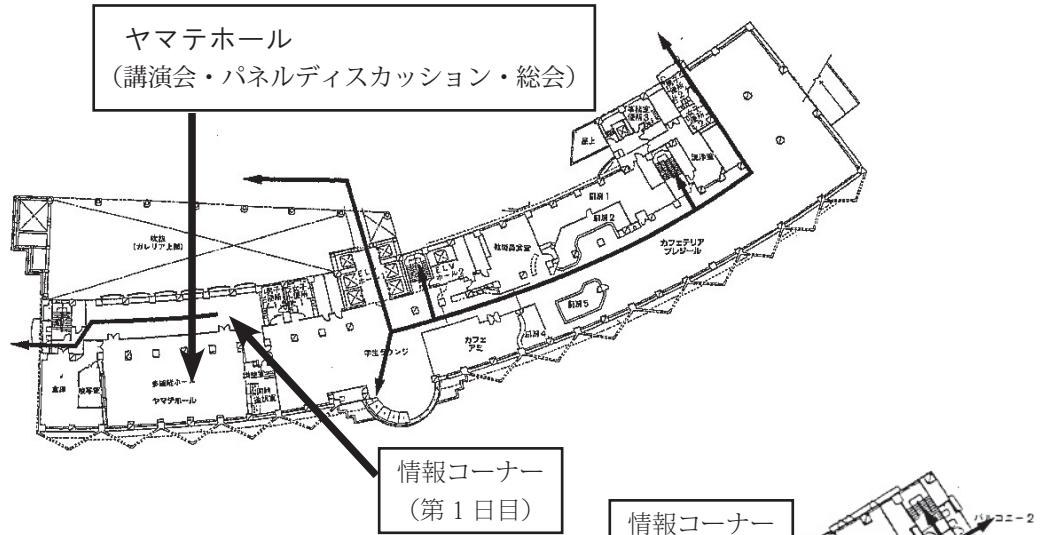
最後になりましたが、本大会の開催にあたり、会場を提供して頂きました中京大学をはじめとし、ご尽力を賜りました関係者の方々に深謝いたしますとともに、これからも皆様のより一層のご理解と支援を頂戴いたしますようお願い申し上げます。

会場のご案内

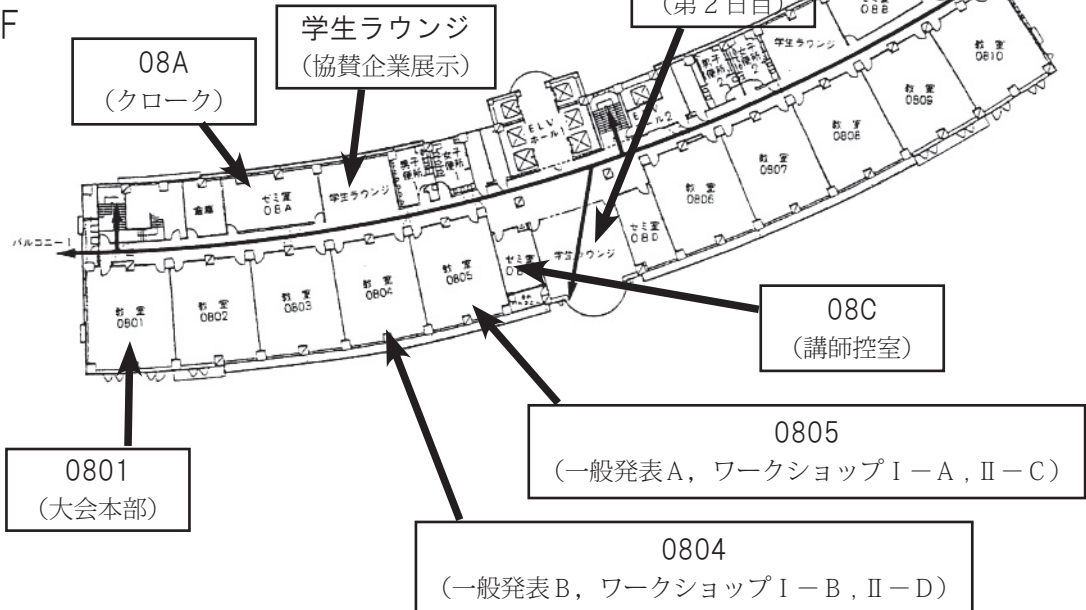


- 名鉄豊田線 地下鉄鶴舞線から豊田市まで乗り入れ
- 名鉄犬山線 地下鉄鶴舞線から犬山まで乗り入れ
- 地下鉄鶴舞線
- 地下鉄名城線
- 地下鉄東山線
- 地下鉄桜通線
- 近鉄名古屋線
- スクールバス

2F



8F



クロークのご利用について

会場では、大きな荷物をお持ちの参加者の方のために、クロークを設置しています。ご利用を希望される方は、受付でクロークの利用を希望されることをお伝えください。担当者が対応いたします。

なお、クロークでは貴重品・破損しやすい物品は、お預かりすることができませんので、ご了承ください。また、プログラム進行中は、安全管理のため原則としてクロークルームは施錠いたします。施錠時間帯に荷物を出し入れしたい場合は、実行委員会スタッフまでお申し出ください。

クローク・オープン時間帯

第1日目（7月2日）

① 12:00～13:00 ② 18:00～18:45

第2日目（7月3日）

① 8:30～9:15 ② 12:40～13:40 ③ 15:50～18:00

（上記時間帯以外は、クローク担当スタッフまたは近くの実行委員会スタッフまでお申し出いただければ荷物のお預かり・お引取りを行っていただけます）

駐車場に関するご案内

会場内の駐車場が大変少ないため、ご利用いただくことはできません。参考までに、最寄の一般駐車場情報を下記いたします。

タイムズ八事石坂

住所：愛知県名古屋市中区昭和区広路町字石坂 4-16（ジャスコ横）

時間貸台数：464台

料金体系：月～金 07:00～22:00 30分 ¥100 22:00～07:00 60分 ¥100

土・日・祝 07:00～22:00 30分 ¥200 22:00～07:00 60分 ¥100

月～金 当日1日最大料金 ¥700（24時迄）

土・日・祝 当日1日最大料金 ¥1000（24時迄）

営業時間：24時間

領収書：領収書即時発行可

対応金種：千円札 使えます。

駐車制限：高さ (m) 2.1

長さ (m) 5

幅 (m) 1.9

重量 (t) 2

参加者のみなさまへ（諸連絡）

- ネームタッグ**は研究会中、常にご表示ください。研究会終了後またはお帰りの際には、回収箱にご返却ください。
- 会場**建物内は禁煙**です。喫煙をされる場合は、学内喫煙所をご利用ください。
- ごみを捨てる際には、**分別にご協力**ください。
- 懇親会および大会1日分のキャンセルによる返金には対応致しかねますので、ご了承ください。
- 懇親会**は1日目午後6時半よりヤマテホール横の学生食堂で予定しています。申し込まれた方は開始時間までに直接会場にお集まりください。なお、懇親会への当日参加申込は受付にて承っております。午後4時までにお申し出ください。
- スポーツとジェンダーに関する情報を発信し交換するスペース「**情報コーナー**」を初日にはヤマテホール入口付近に、2日目にはEVホール前学生ラウンジに設置しています。休憩時間等にご利用ください。情報発信を希望される方は、受付または情報コーナー担当者にお申し出ください。
- 学生ラウンジでは、**協賛企業による展示**が行われております。休憩時間等にご利用ください。

アンケートご協力をお願い

JSSGSでは、より充実した研究会の開催をめざし、参加者のみなさんにアンケートへのご協力をお願いしています。受付時に配布された所定のアンケート用紙にご記入の上、会場内に設置されたアンケート回収ボックスまでご提出ください。

なお、**アンケートにご協力いただいた方には、記念品を進呈**しております。みなさまの率直なご意見をお待ちしています。

第4回大会 運営組織

<実行委員>

- 大会委員長 飯田貴子
- 実行委員長 芹澤康子
- 事務局 局長 來田享子
- 開催大学委員 勝亦紘一
- 総務 ○來田享子、飯田貴子、井谷恵子、熊安貴美江
- 総会 ○井谷恵子、飯田貴子、熊安貴美江、近藤良享、吉川康夫、丹羽劭昭、來田享子
- 研究 ○田原淳子、飯田貴子、石垣享、井谷恵子、伊藤久仁、鈴木紀代、建石真公子、寺田恭子、藤田紀昭
- 会場 ○高峰修、大勝志津穂、塚中敦子、松田恵示、北田和美
- 受付 ○平川澄子、垂井彩未、小笠原由香恵
- 広報 ○庄司節子、梅津迪子、大束貢生、近藤良享、西村美佳、吉中康子
- ホームページ ○來田享子、高峰修
- 財務 ○田原淳子、寺脇麻菜美、萩原美代子
- 記録 ○石垣享、在木美粧、坂本涼子
- 渉外・接遇 ○榊原美代子、佐野信子

(○印は担当責任者)

<サポートスタッフ>

- 愛知学泉大学 太田浩光、奥野浩史、近藤彩日、下田暁久、杉浦雅史、布目由則、山口達也、山下裕介
- 中京大学 水谷有井子、森恵実里、山崎麻衣、井上舞子、藤井歩、平見俊之、岩田朝美
- 中京女子大学 青山有喜、石川奈津紀、岡本京子、鬼塚有加里、糟谷美佳、加藤宏美、北嶋由美、北見千尋、木原理沙子、佐口真以、佐藤かすみ、白神亜紀、杉本恵梨、杉山智香、鈴木結菜、高田亜紀、立岡志麻、為村渚、中垣早苗、中川愛奈、中村真依子、長屋園子、日野祐子、広瀬仁美、古越沙織、本堂智美、増田香織、松下明世、村上晶代、森佐和子、安田孝子、安永リナ、山下彩乃、吉田夏美
- 帝塚山学院大学 戸川昌子
- 法政大学 丸山蒔

日 程 表

1日目：7月2日（土）

	12:30	13:00		15:00	15:20		18:00	18:30	20:30
受付	開 会 と 挨拶	講演会 「身体史からスポーツを考える」 —性差はどのように語られてきたか— センタービル8F			休 憩 お よ び 交 流	パネルディスカッション 「スポーツにおける多様な身体」 —個の尊重を求めて— センタービル8F			懇 親 会 中京大学学生食堂

2日目：7月3日（日）

	8:30	9:00	10:30	10:40	12:40	13:40		15:40	15:50	17:10
受付	一般発表 センタービル8F		休 憩	ワークショップⅠ センタービル8F		昼 食 ・ 休 憩	ワークショップⅡ センタービル8F			総 会 センタービル8F

<ワークショップⅠ>

A：「女子スポーツ選手の摂食態度異常」司会：高峰修 発表者：石垣亨 コメンテーター：笹竹英穂

B：「スポーツ組織における意思決定とアフターマティブ・アクション」司会：田原淳子 発表者：建石真公子、田中良子

<ワークショップⅡ>

C：「学校体育における児童・生徒の性差意識とジェンダー」司会：松田恵示 発表者：芹沢康子、牧野紀子

D：「ジェンダーとメディア・リテラシー —テレビCMにみるスポーツ—」講師：登丸あすか

日本スポーツとジェンダー研究会における個人情報の取り扱いについて

2005年4月1日より「個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）」が全面施行されました。それを受け、日本スポーツとジェンダー研究会」（以下本研究会という）主催の本研究大会における会員外の参加者の個人情報の取り扱いを、下記のとおり定めております。

本研究会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合がありますが、個人情報の保護のために、目的のために必要な情報のみを本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としています。組織び研究においてこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することにしていきます。

1. 研究大会参加手続き書類で取得した個人情報の利用目的について（会員外）

本研究会は、会員外の参加者の皆さんから参加手続きで取得した氏名、住所等の個人情報を、以下の目的のみに利用いたします。

- 1) 当該研究大会の円滑で安全な運営のため
- 2) 今後の本研究会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、日本スポーツとジェンダー研究会事務局（E-mail：info@jssgs.org）にてお受けいたします。

7月2日(土)

講演 13:00~15:00

「身体史からスポーツを考える—性差はどのように語られてきたか—」

演者 荻野美穂(大阪大学)

司会 飯田貴子(帝塚山学院大学)

パネルディスカッション 15:20~18:00

「スポーツにおける多様な身体—個の尊重を求めて—」

障害者スポーツの立場から 藤田紀昭(日本福祉大学)

スポーツとジェンダー研究の立場から

—身体ジェンダー化を増幅するスポーツ・コマーシャルリズム— 平川澄子(鶴見大学)

育成(faire vivre)の教育学 —Jean DEVALUEZのフランス式メソッド—

Nier Olivier(中京大学客員助教授) 通訳 建石真公子(法政大学)

コメンテーター 荻野美穂(大阪大学) コーディネーター 来田享子(中京大学)

7月3日(日)

一般発表 09:00~10:00

一般発表A(805教室) 座長:萩原美代子(文化女子大学)

①09:00~09:20 ジェンダーを支える近代スポーツの定義について

○小野寺直樹(横浜国立大学大学院)、海老原修(横浜国立大学教育人間科学部)

②09:20~09:40 スポーツ専攻女子学生の月経とスポーツ活動との関係について

○河原亜矢子、荻恵、坂本涼子、朝山正巳(中京女子大学)

③09:40~10:00 ジェンダー視点から見たアテネオリンピック期間中の新聞報道—M新聞の事例報告—

○飯田貴子・吉川康夫・P.V. Griesy(帝塚山学院大学)

④10:00~10:20 高等学校への—調査からみた男女平等体育の実現状況—

—男女体育教師数と受け持ち、武道・ダンス選択、男女共修体育授業—

○掛水通子(東京女子体育大学)

一般発表B(804教室) 座長:梅津迪子(聖学院大学)

①09:00~09:20 女子大学生が受けるセクシュアル・ハラスメントに対する男子大学生の認識—スポーツの場面とスポーツ以外の場面の比較—

○高峰修(明治大学)・飯田貴子(帝塚山学院大学)・井谷恵子(京都教育大学)・太田あや子(武蔵丘短期大学)・熊安貴美江(大阪女子大学)・吉川康夫(帝塚山学院大学)

②09:20~09:40 高校体育授業における教師—学習者の相互作用に関するジェンダー視点からの検討

○井谷恵子(京都教育大学)・片田孫朝日(京都大学大学院)・若林順子(JSSGS会員)

③09:40~10:00 高等女学校における運動行事に関する研究—茨城県立土浦高等女学校を事例として—

○角田聡美(福山平成大学)

ワークショップI 10:40~12:40

テーマA「女子スポーツ選手の摂食態度異常」

発表者 石垣享(愛知県立芸術大学)

司会 高峰修(明治大学) コメンテーター 笹竹英穂(中京女子大学)

テーマB「スポーツ組織における意思決定とアフターマティブ・アクション」

発表者 田中良子((財)日本陸上競技連盟国際委員会) 建石真公子(法政大学)

司会 田原淳子(中京女子大学)

ワークショップII 13:40~15:40

テーマC「学校体育における児童・生徒の性差意識とジェンダー」

発表者 芹澤康子(中京女子大学) 牧野紀子(神奈川県立神奈川総合高等学校)

司会 松田恵示(東京学芸大学)

テーマD「ジェンダーとメディア・リテラシー —テレビCMにみるスポーツ—」

講師 登丸あすか(帝塚山学院大学非常勤講師)

日本スポーツとジェンダー研究会第4回大会 発表抄録

講 演	9
パネルディスカッション	10
一般発表A	15
一般発表B	19
ワークショップI-A	22
ワークショップI-B	23
ワークショップII-C	28
ワークショップII-D	32
演者のプロフィール	34

身体史からスポーツを考える

—性差はどのように語られてきたか—

○荻野美穂（大阪大学）

キーワード：身体的性差、近代社会、フェミニズム、セックス/ジェンダー二元論

「スポーツ」が近代社会によって作られたものであるのと同様に、「身体」もまた近代の産物と言える。人間が肉体を持つこと自体は歴史的に普遍だが、肌の色や性別のような身体的差異が人間のカテゴリー化、序列化において重要な意味を持ち人々の経験を規定するようになったことは、近代の特徴である。こうしたカテゴリー化は恣意的で相対的であるにもかかわらず、可視的な身体的差異によって理由づけされることによって、自明で自然なもののように受けとめられ、差異を根拠とした差別が正当化されることになる。

近代以前には今日とは大きく異なる身体的性差観が存在していたと言われる。ラカーによれば、古代ギリシアから18世紀頃まで、男女の性器は本質的に同一で、男では外に出ているものが女では体内にとどまっているだけだとする「ワンセックス・モデル」が信じられていた。中国や日本でも、陰陽思想の下、男と女の身体は同じものが左右裏返しになっているにすぎないと考えられていた。だが、近代医学の発達とともに男女の身体的差異や非対称性が強調され、女の生殖器に性差の根拠が求められるようになった。女の子宮・卵巣は男には相似物の存在しない特殊な器官で、女の全存在はその支配下にあるために、女は不安定で脆弱な生きものであると見なされるようになったのである。

近代は、それまでの非流動的な身分制社会に代わって、個人の能力や学歴次第で上昇が可能な社会をもたらした。また産業化によって、それまで職住同居が基本であった生産活動が外部化され、家庭は消費と再生産の場となった。それにともない、男が外で生産活動を担い女は家庭で家事育児という、公私領域の分離と性別役割分担にもとづく「近代家族」が誕生した。このように近代社会は、一方で「万人の自由・平等」を謳いながら、他方では男女に異なった生き方を割り当て、教育も政治経済も、それに応じてジェンダー化されたのである。これは産業資本主義にとってそれなりの合理性を持つシステムであったが、それがうまく機能するためには、男女に対する扱いの差が誰の目にも正当なものと映らなければならない。それを可能にしたのが、身体的性差を強調する科学の言説であり、強固な性別二元制だったのである。

こうした近代的性別二元論の下でフェミニズムは、つねに身体的性差の問題をどう処理するかをめぐって悩み続けてきた。いわゆる「差異か平等か」のディレンマである。セックス/ジェンダー二元論の提唱は、生物学的性差とは切り離して社会的・文化的性差としてのジェンダーの可変性を主張することで、一定の成果を収めた。だがセックスの問題を棚上げにしたために、ジェンダーの根底には実体としての身体的性差が存在するのだという、生物学基盤主義からの反論を許す結果となっている。また、セックス/ジェンダー二元論と強制的異性愛体制を批判するバトラーらポストモダン派の議論は、物質的存在としての身体の問題を論じるには必ずしも有効であるとは言いがたい。

生殖の問題を中心にこれまで研究してきた経験から、私は身体的性差は存在するが、文化的・社会的環境に応じてその発現の仕方は多様に変化しようと考えている。セックスとジェンダー、身体と文化は明確に二分しようものではなく相互作用関係にあるのであり、こうした性差も含めて身体を多様な可能性に開かれたものととらえる考え方は、リドレーら、最近の科学言説の中にも見出すことができる。

さまざまな社会・文化の中で、性差を持つ身体がどのように作られ変化してきたのか、そこにどのようなポリティクスや権力が働いているのかを明らかにすること、それによって「身体の不変性」という神話を壊していくことが、いま求められている。スポーツとジェンダー研究は、そうした追究を実践していくのに最もふさわしく、成果が期待される領域の一つであろう。

参考文献

- トマス・ラカー『セックスの発明』工作舎、1998年
 金津日出美「18世紀日本の身体図にみる女と男」『性と権力関係の歴史』青木書店、2004年
 ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』青土社、1999年
 マット・リドレー『やわらかな遺伝子』紀伊國屋書店、2004年
 荻野美穂『ジェンダー化される身体』勁草書房、2002年

テーマ設定の趣旨とパネルディスカッションの展開

コーディネーター 来田享子（中京大学）

日本スポーツとジェンダー研究会による研究大会は今大会で第4回となる。これまでの研究大会で取り上げられたパネルディスカッション、講演、シンポジウムのテーマは、以下のとおりであった。第1回ではパネルディスカッションが行われ、そのテーマは「スポーツのジェンダー研究を展望する」というものであった。第2回大会では朴木佳緒留氏（神戸大学発達科学部）をお招きし、「ジェンダーの視点からみた学校教育の課題と展望」をテーマとする講演を、第3回大会では小倉千加子氏（心理学者）をお招きし、「ジェンダーの視点からみたスポーツ解体新書—男性監督と女性選手の関係の問い直し」をテーマとする講演を行っていた。また、第3回大会では「いつまで続くスポーツ界のジェンダーブラインド」と題するシンポジウムも行われた。

さらに、3回の大会で議論された内容の延長線上には、昨年7月に刊行された「スポーツ・ジェンダー学への招待」（明石書店）がある。

こうした3年間の流れの中で、体育学・スポーツ科学以外の他領域の学問的成果の力も借りながら問われてきたことを概観すると、その傾向は次の二つにまとめられる。ひとつは、体育・スポーツ界におけるジェンダー・バイアスの実態を把握し、いずれか一方の性別に対する不利益を解消するための理論や方策を学問的なレベルで模索することである。もうひとつは、スポーツとそれを取り巻く環境がジェンダー再生産の場となっていることへの着目である。

そして、これら二つのいずれからも導き出されてきた問題とは、身体に深く関わる文化としての体育やスポーツは、「身体の性差」をどのように扱えばよいのだろうか、ということであった。

この問いは、4回目の大会を迎えた現時点で、一方では「性差とは何か」という、より直接的な疑問と結びつき、もう一方では従来の体育やスポーツが「性別による身体能力の差」として固執してきたものに対するパラダイム転換としての「個人の身体/身体能力への着目」へと結びついているように思われる。

そこで、本パネルディスカッションでは、上述の前者の疑問に関わって荻野美穂氏（大阪大学）をお招きした講演をうけながら、後者の問題について議論を進

めることを目的とした。

容易に答えが導き出されるものではないとしても、「身体の性差」から「個人の身体の差異・多様性」への着目という文脈での体育・スポーツのパラダイム転換を具体化し、実現するための理論や方策を問うてみたい、ということが、このパネルディスカッションのめざすところである。

3名のパネリストにご登壇いただくこととし、最初に藤田紀昭氏（日本福祉大学）には「障害者スポーツの立場から」として、障害者スポーツの事例から身体の差異を扱う際の考え方や実践の方法をお話いただく。

次に、平川澄子氏（鶴見大学）には「スポーツとジェンダー研究の立場から」として、「個々の身体」から目をそらさしてしまうスポーツ・コマースリズムの現実について、お話いただく。

最後に、Olivier NIER氏（中京大学客員教授）には、ラグビーという集団的スポーツにおける身体活動を通じて、個性や個人の身体能力を育てようとする、フランスの教育学を紹介していただく。

現在の日本のスポーツを取り巻く環境、とりわけメディアが、いかに女/男という身体の性差にこだわっているかという現実をはさんで、一見、ジェンダーの問題とは距離があるようにも思える二分野から、手がかりをつかもうとする構成となっている。

各氏には、それぞれ20分程度お話いただいた後、発表内容に関して相互に20分程度の質疑応答を行っていただく。その後、約10分の休憩をとりつつ、フロア参加者からの質問票を回収したい。休憩後は、各氏の発表に対する質問に応じていただくとともに、コメントーターの荻野氏のご意見をうかがってみたい。また、フロア参加者の意見を紹介しつつ討議する場を最後に30分程度設けたいと考えている。

フロア参加者には、発表者への質問とともに、性差から個人の身体の差異・多様性へのパラダイム転換をめざすスポーツのあり方、身体の教育、メディアへの期待など様々な可能性に関する提言が質問票に記されることを期待し、積極的な参加をお願いしたい。

なお、NIER氏の抄録翻訳および発表・質疑応答の通訳は、建石真公子氏（法政大学）にご尽力いただく。

障害者スポーツの立場から

○藤田紀昭（日本福祉大学）

キーワード： 障害者スポーツ、持ち点制、統合、特別支援教育、多様性の受け入れ

はじめに

今日までのわが国のスポーツジェンダー研究を振り返ってみると、男女の体力差を最小限とみなそうとする研究やオリンピックにおける女性参加者数やスポーツ関係組織における女性の数、学校体育における女性教員などを問題とした、リベラルフェミニズムの流れを汲むもの。および、近代スポーツそれ自体が男性ヘゲモニーを強化する構造を持っており、近代スポーツすること自体、ジェンダーの再生産となっていることを明らかにしようとしたり、そのことがスポーツ界あるいは学校教育の現場に与える影響を明らかにしようとした研究、あるいはメディアがそれをどう伝えているかを取り上げた研究が主流となっている。

これらの所論は近代スポーツの持つジェンダー問題の存在を白日の下に曝し、女性の諸能力を正当に評価し、女性にとっても居心地のよいスポーツの世界の構造変革に向けての第一歩として高く評価されるものである。しかしながらこれらの多くは、ポスト構造主義的なフェミニズム論の立場に立つ、あるいは男性と女性が連続体、多様体の両サイドに立つカテゴリーであるという認識に立ちながらも、そのことを近代スポーツの構造の変容に活かさきれていないように思われる。多くの場合、男女の類型化を所与のものとして議論が展開されているからである。体育・スポーツ研究者が最も近代スポーツ化された身体をもつことが原因の一つかもしれない。

そこで今回は、障害者スポーツのうち、近代スポーツの概念からはみ出していると思われる事例を紹介することで、近代スポーツの価値観の相対化を試みたい。スポーツジェンダー研究、及び実践の更なる展開の一助になれば幸いである。

障害者スポーツ(団体競技)に見られる持ち点制

車いすバスケットボールや車椅子ラグビーなど団体競技種目では障害によるクラス分けは行われず、持ち点制によって公平性を保つものがある。これは障害の状況によって選手一人ひとりに持ち点が与えられ、コートの中で競技する選手の持ち点の合計点数に上限を定めるものである。障害の重い選手の持ち点は低く、

障害の軽い選手の持ち点は高くなるように設定されている。身体状況の違う個々人が同一チームに入りプレーするための工夫といえる。

障害者プロレス(ドッグレッグス)とトライアングル

ドッグレッグスでは脳性マヒを中心とした障害者たちが身体をさらけ出し、技とも思えぬ技を繰り広げる。軽妙なアナウンスに会場は沸く。ハイパフォーマンスを競い合う、爽やかで、美しいスポーツ競技とはあまりにも趣を異にする。彼らの身体やその動き(多様な身体や動き)を受け入れること、そして勝敗を決するまでのストーリー性(その日のマッチとこれまでの経緯)に注目することが私たちをドッグレッグスの面白さへといざなってくれる。

トライアングルはコミュニケーションもままならないほど重度の障害のある人たちもいるダンスサークル。「みんな違ってあたりまえ」「できないことを要求するのではなく、できることを探す」がダンス作りの原点。その人が慣れ親しみ、気に入っている音楽を利用すること。指導者が振り付けるのではなく、その子にできる動き、その子が気持ちいい、心地よいと感じている動きをできるだけたくさん引き出し(振り付けではなく、振り出し)、それをつなげ合わせてダンスにしていることが活動のモットーである。だからダンスはてんでバラバラ。

個を活かしたスポーツに向けて

本質主義に陥ることなく男女の差異(多様性)を受け入れ、同じ主体的参加者としてスポーツに参加する方法のヒントとして、持ち点制プラス最低得点者の比較という考え方に注目したい。

また、実践される種目独自の面白さ、心地よさを味わえるようなスポーツ経験や体育のあり方の追求も重要である。評価するというところからの自由と経験の重視による脱近代スポーツ化を試みる。

これらは障害者と健常者、男性と女性といったカテゴリーが最初からあるのではなく元々は同じ人間であり、ある種目実践に必要な能力に欠ける人には必要な支援をするという特別支援教育の理念の応用といえる。

スポーツとジェンダー研究の立場から

—身体のジェンダー化を増幅するスポーツ・コマーシャル—

○平川澄子（鶴見大学）

キーワード： 身体、ジェンダー、スポーツ、メディア、コマーシャル

1980年以降のBMIの推移（厚生労働省健康局、2001）をみると、この20年間で男性の体格は向上ないしは肥満化傾向を示すのに対して、若い女性のスリム化は著しい。その根底には、あたかも服を着替えるように身体を理想の形に作り変えようとする改造可能な身体観がある。スポーツはマスメディアと共謀してこの改造可能な身体観を醸成し、身体のジェンダー化を増幅してきた。1970年代以降の健康への危機意識はフィットネスへの関心を高めたが、テレビや雑誌が提示するスリムな女性身体像と相まって若い女性のスリム化願望（＝美しくなりたい）を補強し、無駄な脂肪のないスリムな身体を求めてのシェイプアップ、ダイエットに駆り立ててきた。一方で、かつては不可視的であった男性の身体もマスメディアを通して可視的になり、「筋肉」に象徴されるたくましい肉体が男性の獲得すべき理想の身体となった。また1980年代には、メディアへの露出を高めたスポーツ選手の鍛え抜かれた身体が、トレーニングとサプリメント摂取によって肉体の改良が可能なことを知らしめた。こうして身体はライフスタイルや価値観までも表現する媒体としてジェンダー化されてきた。健康な心身を獲得するための営みであるフィットネスやスポーツが、消費社会のコマーシャルと相まって身体のジェンダー化に拍車をかける結果を招いたことは皮肉なことである。

また一方で、広告媒体としての価値を高めたスポーツ選手の身体にも現実のスポーツ以上にジェンダーが深く刻み込まれることとなった。2002年のゴールデンウィーク中の3日間に関東地区で受信可能な地上波民放5局のスポーツ関連番組の合間に流された105種類のスポーツCFの映像分析を試みた（平川、2002）。スポーツCFの64.8%が男性を主人公として描いており、女性を主人公としたのはわずかに14.3%であった。CFには多くのスポーツ選手／元選手／指導者が登場したが、そのほとんどは男性であり、女性選手はシドニー・オリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子選手の他1名のみであった。その後、柔道の谷（田村）亮子選手、テニスの杉山愛選手、ゴルフの宮里藍選手など顕著な活躍をする女性選手がCFに起用され

ているが、その数はまだまだ男性選手には及ばない。

スポーツCFに描かれる男性／女性スポーツ選手は、その量的な差異のみならず、質的にも大きな違いをみせる。男性スポーツ選手／元選手が登場するCFでは試合時のプレイ映像が再現されたり、ユニフォーム姿で自身の関わるスポーツをする姿を描写するCFが多いのに対して、女性スポーツ選手ではそのアイデンティティの拠り所となるはずの競技シーンではなく、日常生活の延長でふつうの女性であることが強調される。スポーツCFにおいて男性スポーツ選手は、彼らのもつ華麗なテクニックや肉体的強靭さ、世界を舞台にして精彩を放つ個性などが描写され、そのヒーロー性がさらに強調されて描かれる。男性スポーツ選手が子供達と一緒に描かれる場合、子供達に夢や希望を与える憧れの存在として表出される。また、長島茂雄氏などのように往年のヒーローが長くメディアに登場することによってスポーツヒーローは世代をこえて語り継がれていく。一方で女性スポーツ選手は、爽やかさやナチュラルなイメージが強調されて描かれる。また子供と一緒に描かれる場合にはやさしさや母性が描かれるのである。「コマーシャルは時代を映す鏡である」という言葉の通り、スポーツする男性の身体は強く、逞しく、ワイルドに描写され、ヒーローとして威光を放つものに対して、スポーツする女性の身体はあくまでも美しくナチュラルに、時にはセクシーに描写され、女性らしさが表出されるのである。

女性も男性もなく、主体的にスポーツに関われる社会風土を実現するためには一人一人がジェンダーに対してセンシティブであること、コマーシャルやメディアを批判的に読み解く目をもつことが肝要である。

文献

平川澄子(2002) スポーツ、ジェンダー、メディア・イメージ —スポーツCFに描かれるジェンダー— 橋本純一編 現代メディアスポーツ論、世界思想社

Pedagogie du “faire vivre” Methode francaise de Jean DEVALUEZ

Olivier NIER

"Il faut voyager pour comprendre l'importance de la culture". Ces mots de mon grand pere prennent tout leur sens aujourd'hui au regard de ma situation de professeur invite de l'universite de CHUKYO. Le choc culturel est a la hauteur de mes esperances.

La presentation d'aujourd'hui s'inscrit dans une volonte d'echange et d'enrichissement mutuel. Il ne s'agit en aucun cas de presenter une methode francaise meilleure qu'une autre, mais bien de comprendre l'influence de nos cultures sur nos methodes d'enseignement.

Ainsi, j'utiliserai le rugby comme terrain d'etude pour mettre en relation l'enseignement du rugby japonais et du rugby francais.

La methode francaise presentee est issue des travaux du professeur Jean DEVALUEZ que je considere comme mon maitre dans cette discipline.

Celle-ci est construite sur deux concepts forts : la logique de l'enfant et les principes fondamentaux du rugby. Les enfants choisissent les solutions qui correspondent à leur propre intérêt, à leurs possibilités du moment, et pas forcément à l'intérêt de l'équipe ou à la logique du jeu.

Tout le probleme est de réduire les décalages entre les logiques des enfants entre eux d'une part et avec la logique du jeu d'autre part. Cette logique du jeu est issue des principes fondamentaux du rugby, dominer dans le combat et avancer.

Les objectifs de cette methode se situent a plusieurs niveaux.

Premierement, des objectifs lies a l'ethique qui consistent a preparer les enfants comme futurs citoyens en leur transmettant des valeurs et des regles de vie en groupe.

L'utilisation de la video nous permettra d'illustrer comment faire vivre les valeurs de courage et de solidarite.

Deuxiemement, des objectifs physiques et psychologiques developpes en mobilisant prioritairement l'intelligence instinctive des enfants.

Nous concluerons sur les conditions indispensables a la reussite d'une telle methode.



(邦訳は次ページ)

育成 (faire vivre) の教育学

—Jean DEVALUEZ のフランス式メソッド—

オリビエ・ニエール 邦訳：建石真公子（法政大学）

「文化の大切さを理解するためには、旅をするべきである」

この祖父の言葉の意味は、現在、中京大学の客員教授という状況にいる私には大変よく理解することができます。文化的な衝撃は、これまでの私の経験をはるかに超えるものでした。

本日の報告は、学問の交流を行い、議論を豊かにするという目的に基づいています。けっして、フランスのメソッドが他より優れているということを述べるためではなく、フランスの文化がフランスの教育メソッドにどのように影響を与えているかを示すためのものです。

そのために、ラグビーを例として取り上げますが、これはフランスのラグビーと日本のラグビーの教育を関連付けるためです。

ここで紹介するフランス式メソッドは、私がこの分野において師と思っている Jean DEVALUEZ 教授の研究に基づいています。

フランス式メソッドとは、二つの概念に基づいています。一つは、子どもに関する理論であり、二つ目は、ラグビーに関する基本的原則です。

子どもは、かれらのそれぞれの好みやその時点でのかれらの可能性にしたがって解決を選択するのであって、決して、グループの利益や、ゲームの理論に従うわけではありません。

すべての問題は、子ども同士におけるそれぞれの子どもの論理と、ゲームの論理との間の違いをいかに減らしていくかというところにあります。ゲームの論理とは、試合を把握し進めていく、ラグビーの基本的な原則に由来するものです。

このメソッドの目的は、いろいろな段階に位置づけられます。

第1に、子どもたちに、集団の中での生き方の価値と規則を伝えることによって、将来の市民への準備をさせるという、倫理に関わる目的です。

ビデオの利用によって、どのように勇気や連帯の価値を養っていくのかを、描き出すことができます。第2に、子どもの本能的な知性を優先的に引き出すことによって発達しうる、身体的、心理的な面に関わる目的です。

最後に、こうしたメソッドが成功するために欠かせない条件に関する内容をお話して結論といたします。

ジェンダーを支える近代スポーツの定義について

○小野寺直樹 (横浜国立大学大学院)、海老原修 (横浜国立大学教育人間科学部)

キーワード：近代スポーツ、競い合う対象、合意、法の相互性

1. 問題の所在

スポーツにおけるジェンダー研究を支える論理には、身体的な差異、例えば「より速く、より高く、より遠く」という言説がある。しかしこの差異は、それをジェンダーの定義にできるほど確かではない。著者には男性より、女性のパフォーマンスに感動する経験が間々ある。こういふと、その感動の裏には既に刷り込まれた蔑視が潜んでおり、それがジェンダーをより強固に再生産し続けると瞬く間に非難を浴びるだろう。確かにそこには女性なのに、という思いがないなどと論証することはできない。しかし、著者は同じように身体的に劣る子どもや、高齢者にも同様に感動する経験があるが、これにも非難を浴びるだろうか。そこにはガキのくせにとか、ジジイがよう、という思いが全くないとは、女性における身体的差異と同様に論証できない。そのため、この考え方も差別であるというならば、それはやはりその通りなのだろう。それではこれら双方にみられる違いとはなんであろうか。

2. 競い合う対象について

スポーツはその誕生から身体に支えられていたのだろうが、それはいまも変わらず引き続けているだろうか。確かにオリンピック等の世界大会ではそう言えるかもしれない。しかし、スポーツは誕生から現在に至るまでに、多様な対象、多様な競技レベルで行われるようになってきている。つまり、「より速く、より高く、より遠く」といった場合に、その対象の幅が広がっているのである。私たちは「誰より速く、誰より高く、誰より遠く」を目指して、競技に取り組むのか。この一方の極には、オリンピックや世界大会があるのかもしれないが、これらを目標としている人とそうではない人を把握することなどできないし、把握できたとしても、双方は移り変わるものである。また、この「誰より」に相当する対象は、性、年齢、体重等、身体活動に考えられるあらゆる項目である。

3. ジェンダーを支える

近代スポーツの定義について

競い合う対象における組み合わせの複数化に対して、現実的ではないという反論は受けられない。これはジェンダーを支える、国際的に統一されたルールを持ち、組織化された競技スポーツという近代スポーツの定義(来田、2004)への疑義である。同じ種目を取り扱うスポーツ組織が複数ある現状は確認される。そこでは一つのスポーツが所属する人々の同意によって一つに組織化されたのか、それとも別の組織があったにも関わらず、一つの組織が強制的に組織化してきたのか、をなおざりにしている。限られたスポーツ組織に運営される現状は限られた対象における競い合いに限定すると考えられる。同じスポーツが複数の組織に運営されるならば、競技者の組み合わせは複数化する。また、同じスポーツが複数の組織に運営される時、それはそこで定義される近代スポーツを意味しない、というならば、そこで定義される近代スポーツと、そうではない近代スポーツを相対的に考えなければならない。そして双方を合理的に分けることは不可能に近い。また、仮にそういった現状をポストモダンと位置づけるならば、それは過去にそういった複数の組織によって運営されてきた史実がないという前提に困っているのだろうが、それを論じることが前提となる。しかし、少なくとも同じスポーツが複数の組織に運営される現状は確認される。

4. 結論

近代スポーツが来田(2004)の定義を意味するには、それは合意に困ってしか充たされない。ここでのいう合意とは、大会への参加の是非によって成立しない。それは、誰を指してスポーツ参加者とするかには議論が必要であるが、スポーツの未来を決めているごく少数の役員に因るのではなく、圧倒的多数の参加者に因って決められる仕組みによって充たされる。そのためには、スポーツにおける個人の成熟(海老原、2000)と、社会的基盤の一つとしての法の相互性(小野寺、2003)が必要である。

スポーツ専攻女子学生の月経とスポーツ活動との関係について

○河原亜矢子、荻 恵、坂本涼子、朝山正巳 (中京女子大学)

キーワード：女性スポーツ選手、月経異常、指導者

【研究目的】

聖地アテネで開催された2004年のオリンピックに、我が国は初めて女子選手が男子選手を参加人数で上回り、その活躍も目を見張るものがあった。近年の女性のスポーツは、かつての観戦型から参加型スポーツに移行し、多くの競技種目に女性の進出が著しい。そこで、スポーツ界では女子スポーツ選手の生理現象としての月経など生理特性に配慮した対応が従来に増して求められるようになった。

本研究では、女性スポーツ選手の月経とスポーツ活動との関係や、指導者の対応や選手から指導者の要望などについて実態を調査し、女子スポーツ選手の生理特性を配慮した指導のあり方について検討を行ったので報告する。

【調査方法】

1. 調査期間；平成16年7月上旬
2. 調査対象；愛知県内のC女子大学健康スポーツ科学科に所属する女子大学生235名
3. 調査内容

概ね次の4つの観点より作成した内容のアンケート調査を行った。

- 1) 対象者の特性（競技種目、競技暦、競技レベル）について
- 2) 月経異常（無月経、月経不順、月経痛、その他）の有無について
- 3) 月経と運動（競技成績、対応）について
- 4) 指導者の月経に対する認識及び理解度について

【結果および考察】

1. 調査対象者の特性について

調査対象者のうち、全国大会出場以上の競技レベルの者が全体の33.5%であった。

2. 月経異常の有無について

「月経異常の有無」についての質問に全体の66%（154名）が月経異常になったことがあると答えた。

- ①「月経異常が起きた時どう感じましたか」、②「月経異常をどう対処しましたか」と質問をしたところ、①に対しては39%が「気にしなかった」、6%が「うれしく思った」、48%が「心配になった」、②に対しては73%が「何もしていない」、8%が「病院に行った」、

6%が「知人に相談した」と答えた。この2つの質問の結果から、48%が「心配になった」と答えているにも関わらず、「病院に行った」、「知人に相談した」など何らかの行動を起こした者は14%であった。また、わずか6%ではあるが「月経がないのは楽だ」、「月経がないと競技に支障がなくなる」などと考え「うれしく思った」と答えた。「月経異常の原因」については、「ストレス」との答えが最も多く37%、次いで「練習・クラブ活動」34%、「ダイエット」5%で、これら上位3者の回答が全体の76%を占めた。

3. 月経と運動について

「月経と競技成績」との関係については、「成績が上がった」と答えた者は7%、「下がった」14%、「変わらない」14%、「なんともいえない」20%で、これら月経と競技成績を認識している者は全体の55%で、一方、「あまり意識したことがない」、「覚えていない」とするものが45%であった。「月経時の対処」としては、「何もしない」60%、「鎮痛剤を使用」31%、「練習を休む」とした者は4%であった。このように月経とスポーツ活動との関係は従来から言われているように、個人差が大きいといえる。

4. 指導者の月経に対する認識及び理解度について

男性指導者に対しては、85%の者が「理解があるとはいえない」、「どちらでもない」と回答したのに対して、女性指導者に対しては47%であった。このように半数近い女性指導者が「理解があるとはいえない」とされ、過去の自分の経験や、女性であるという立場をうまく生かすことができていないという現状が浮き彫りとなった。

以上の結果のように、女子スポーツ選手の多くが月経についての認識や月経に対する関心が低く、また指導者においてはスポーツ選手の月経に対する十分な理解と関心が向けられていない事が明らかとなった。スポーツ選手が、自分の体調は自分で管理する姿勢が大切であり、またそれらを指導者がサポートする環境を確立することが、求められる課題といえる。本調査の対象者の指導者は女性が17%、男性が83%と圧倒的に男性指導者が多い。このことから男性指導者の女性の生理特性により深い理解が求められるとともに、信頼関係の構築が重要と思われる。

ジェンダー視点から見たアテネオリンピック期間中の新聞報道

—M 新聞の事例報告—

○ 飯田貴子・吉川康夫・P.V. Griesy (帝塚山学院大学)

キーワード：アテネオリンピック 新聞報道 量的分析 ジェンダー

研究の目的

第2波フェミニズム以降、ジェンダーの平等や公平を進める上で、メディアの果たすべき役割が大きいことが認識され、男女の報道量や描写法の差異について、各国で多くの研究が行われている。近年のスポーツ・メディアにおける報告では、オリンピックのような国際的イベントでは男女の報道量は互角になってきているが、日常では女性の報道量は10-15%以内であり、その描写も未だに性的にステレオタイプ化されたものであるとの指摘や、女性スポーツの報道量がサッカーのような男性スポーツに押されて減少しているとの意見もみられる。そのため、スポーツメディアの国際的・継続的分析の必要性が主張され、ニュージーランドやノルウェーの研究者が中心になり、アテネオリンピック期間中の新聞報道分析を世界的規模で行うことになった。本報告は、そのプロジェクト (Sportswomen in the 2004 Olympic Games: A Global Research Analysis of Media Coverage) に参加し、まとめた日本の事例の一部である。

研究の方法

先述したプロジェクトが示す方法に準じた。対象新聞は読売新聞 (日本での販売数最大)、期間は8月7日—9月5日 (開会式8月13日、閉会式8月29日) とし、期間中のスポーツに関連する記事を全て収集し、各記事の種目、大会の種別 (オリンピック・国際・全日本・地域・地方)、性、面積、付随する画像 (写真・顔写真・ロゴ・グラフィック・風刺漫画) の面積、性、焦点、国籍などを調べ、大会別、性別、種目別に記事や写真の面積や焦点を分析した。

結果と考察**1. 性別による記事面積と写真面積**

記事面積 (画像を含む) の割合を性別にみると、男性55.3%、女性21.5%、両性16.8%、無性6.4%であり、写真面積では男性56.6%、女性30.8%、両性7.6%、無性5.0%であった。男性は記事と写真では差がみられないが、女性は写真が記事よりも約10%増加している。写真は女性でという隠れた報道の原則が続いている。

2. 大会別・性別による記事面積と写真面積

記事面積の割合を大会別にみると、オリンピックが

65.3%、オリンピック以外の報道が34.7%であった。オリンピックにおける記事面積を性別にみると、男性39.9%、女性32.0%、両性21.4%、無性6.7%であり、写真面積は男性47.0%、女性41.8%、両性9.0%、無性2.2%であった。オリンピック以外の記事面積は、男性85.7%、女性2.3%、両性8.5%、無性3.5%であり、写真面積は男性89.1%、女性5.2%、両性2.0%、無性3.7%であった。オリンピックでは、女性の報道量は男性に肉薄するが、オリンピック以外の記事は男性スポーツに独占されていると言える。

3. 大会別・性別・種目別記事面積と写真面積

オリンピックの性別種目別トップ10位の記事面積をみると、男性では陸上、野球、水泳、サッカー、体操、柔道、レスリング、自転車、セーリング、アーチェリー、女性では陸上、水泳、サッカー、シンクロ、柔道、レスリング、ソフトボール、バレーボール、体操、卓球であった。写真面積では男性ではセーリングとアーチェリーにかわり飛び込みとバスケットボールがはいり、女性では卓球のかわりに新体操がはいり、日本選手がメダルを獲得していないのに、トップ10位には入っている種目は、男性ではサッカー、バスケットボール、飛び込み、女性ではサッカー、体操、バレーボール、卓球、新体操であった。これらは、国際的にメジャーな種目、性別による伝統的な種目、アイドルがいる種目である。

オリンピック写真について、日本選手を対象とした写真とそれ以外に分けると、日本選手以外では男性は陸上、サッカー、水泳、女性では陸上、体操、新体操、水泳が上位を占める。外国人を対象にした写真では性別による種目のステレオタイプ化がより明瞭である。

オリンピック以外では、記事面積・写真面積とも男性では約85%が野球であり、女性ではテニスが記事面積の44%、写真面積の83%を占めていた。この時期は、全国高校野球選手権大会 (甲子園) が開催されていたことが、大きな理由であるが、男女ともオリンピック以外では掲載される種目が限定されていることがわかる。

紙面の都合上、その他の分析結果については当日に発表する。

高等学校への一調査からみた男女平等体育の実現状況

—男女体育教師数と受け持ち、武道・ダンス選択、男女共修体育授業—

○掛水通子 (東京女子体育大学)

キーワード：男女共同参画社会、女子体育教師、男女共修体育、ダンス、武道

はじめに

平成元(1988)年の文部省学習指導要領の改訂で学校教育は男女平等となり、体育の男女差も表面上はなくなった。本研究では、実際に男女平等体育は実現したのかを高等学校への調査から考察する。

関東4県(茨城、栃木、群馬、埼玉)の女子生徒が在籍する普通科(一部総合科も含む)が設置されている高等学校250校の保健体育科主任に対して、2004(平成16)年1月に郵送による質問紙調査を実施した。回収率は46.4%(116校)であった。

1 男女高校体育教師数と受け持ち

男子体育教師のみで受け持っている割合が多い種目は、柔道93.3%(60校中56校)、剣道81.6%(38校中31校)、ラグビー75.0%(16校中12校)、サッカー65.9%(82校中54校)であった。少ない順ではダンス5.1%(78校中4校)、バドミントン17.9%(78校14中校)、卓球20.8%(77校中16校)であった。ダンスを男子体育教師のみで受け持つ4校には専任も、講師も女子体育教師がいなかった。専任女子体育教師皆無は16校あり、そのうち12校には女子講師も配置されていない。この12校中8校はダンスの授業をしていなかった。

一方、女子体育教師のみの受け持ちが多いのはダンス71.8%(78校中56校)のみで、他の種目は数校以下であり、柔道、ラグビーは女子体育教師のみでの受け持ちは皆無であった。

これらから、武道やラグビー、サッカーは男子体育教師が、ダンスは女子体育教師が受け持つという根強い慣習が残っていることがわかった。さらに、女子体育教師が皆無のためダンスが開講されていないなど、女子体育教師数減少の影響がみられる。

2 男女生徒のダンスと武道の選択

ダンス選択女子生徒割合について回答があった74校中、8校は女子生徒の選択者は0%であった。この8校は前述の女子体育教師が配置されていない高校である。66校は選択者があり、平均では79.1%の選択率であった。全員選択は48校であった。男子生徒ダンス選択につ

いて回答のあった40校中、35校は男子生徒選択者は0%であった。1校は全員が選択している。この高校は女子生徒が多い共学校で、「施設設備、指導者、生徒の実態からダンスのみを実施している」という高校であり、生徒に武道選択の道が閉ざされている。平均では6.7%の男子生徒がダンスを選択している。

武道選択女子生徒割合について回答があった51校中、31校は女子生徒の選択者は0%であった。20校には選択者があり、平均では18.9%の選択率であった。全員選択校が4校あった。その4校中3校はダンスが実施されていない。男子生徒は回答のあった60校中、選択者0%は5校で、42校は全員が選択し、平均では85.1%が選択している。

「男子は剣道、女子はダンス」、「男子は柔道、女子はダンス」などと学校が指定し生徒には選択の余地がない場合もあり、男子は武道を、女子はダンスをという平成元(1988)年以前の姿が大きくは変わっていない。男子生徒のダンス選択よりも、女子生徒の武道選択の方が増えている。

3 男女共修体育

全部男女共修が17校(19.1%)、一部男女共修が38校(42.7%)で合計61.8%が男女共修体育を実施している。男子が多い共学校の実施率が68.8%で最も高い。一部共修の種目では球技実施率が高く、ダンス、水泳が低い。球技ではバドミントン、テニス、バレーボールの順に身体接触のないネット型球技が共修されており、ラグビーが最も低い。

男女共修で先生が困ることがあると30校が、ないと30校が、生徒が困ることがあると29校が、困ることがないと24校が答え、ほぼ同数であった。困ることとして体力差、技術差、男子生徒に物足りなさがあること、チーム編成上の問題、男女生徒間の意識などが挙げられた。

まとめ

男女平等体育は未だに実現していない。女子体育教師数の少なさは実現を阻む一要因になっている。

女子大学生が受けるセクシュアル・ハラスメントに対する男子大学生の認識

—スポーツの場面とスポーツ以外の場面の比較—

○高峰修 (明治大学)・飯田貴子 (帝塚山学院大学)・井谷恵子 (京都教育大学)・太田あや子 (武蔵丘短期大学)
熊安貴美江 (大阪女子大学)・吉川康夫 (帝塚山学院大学)

キーワード：女子大学生が受けるセクシュアル・ハラスメント、スポーツの場、男子大学生の認識

1. はじめに

筆者らはこれまでに、スポーツ場面におけるセクシュアル・ハラスメントについての女子大学生の認識や体験について、体育系学生と一般学生を比較、あるいはスポーツ以外の場面と比較しながら報告してきた。その結果、スポーツの場内外には関わりなく、概して体育系の女子大学生は一般の学生に比べてセクシュアル・ハラスメント認識が低いこと、そうした傾向は体育系学生／一般学生という認識の主体に依存していることなどを指摘してきた (高峰ら,2004a ; 高峰ら,2004b ; 吉川ら,2005)。

ところで、セクシュアル・ハラスメントを「する」側の性として捉えられることの多い男性は、女性が受けるセクシュアル・ハラスメントをどのように認識しているのだろうか。本報告では分析対象として男子大学生のみを取り上げ、「女子大学生が男性から受けるセクシュアル・ハラスメント」という枠組みの中で、そうしたセクシュアル・ハラスメントに対する男子大学生の認識について検討する。

2. 研究方法

(1) 質問紙調査

全国の 21 大学・短期大学の男女学生を調査対象とし、2003 年 6 月から 11 月にかけて質問紙調査を実施した。調査に際しては二次被害についても念頭に置き、回答者のプライバシー保護に配慮した。調査票は各大学・短期大学の教員を通じて配布され、調査実施後に回収された。合計 3,587 部の調査票を配布して 3,382 部を回収した (回収率 94.3%)。

(2) 調査内容

調査票では、先行研究を参考に 19 項目からなるセクシュアル・ハラスメント項目を準備した。男性の調査対象には、これら 19 の行為を女子大学生が男性から受けた場合に、それをセクシュアル・ハラスメントとして認識するか、そうした状況を見たことがあるかについてスポーツ場面とそれ以外の場面に分けて質問した。本報告で取り上げるセクシュアル・ハラスメント認識については、「そう思う」と「そう思わない」を両極とする 4 段階尺度に「わからない」という選択肢を加えて質問した。分析に際してはこの 4 段階の認識

を「思う」と「思わない」の 2 値に変換した。

(3) 分析の方法

本報告ではまず、回収した 3,382 部のうち男子学生の 652 部を選び出した。さらに所属大学と専攻の組み合わせから、大学の種別には関わらず体育・スポーツ・武道を専攻とする「体育系学生」(122 名)と、体育系以外の大学で体育・スポーツ・武道・健康系以外の学部・学科を専攻する「一般学生」(460 名)を選び出し、両者を比較した。

3. 結果

分析の中心となる、体育系学生のスポーツ場面における認識と、一般学生のスポーツ以外の場面における認識の比較では、19 項目中 5 項目で認識が有意に異なっていた。さらにそのうち 4 項目では、それらの行為をセクシュアル・ハラスメントにあたりと認識する人の割合は体育系学生 (スポーツの場) よりも一般学生 (スポーツ以外の場) で高かった。これら 4 項目は次の通りである：

- a) 仕事や活動中に腕や肩などにさわる
- b) 仕事や活動中に背中や肩をマッサージする
- c) 特定の人物だけに個人指導をたびたび行なう
- d) 旅行や遠征、合宿先で自室に呼ぶ

さらにこれら 4 項目は、すでに報告した女子大学生を対象とした分析結果においても、体育系学生と一般学生で認識が大きく異なる項目と一致していた。つまり、ある行為をセクシュアル・ハラスメントと認識する人の割合が体育系学生 (スポーツの場) よりも一般学生 (スポーツ以外の場) で高い項目は、男女でほぼ共通しているといえる。

これら 4 項目について、スポーツの場 (またはスポーツ以外の場) における体育系学生と一般学生の認識の差に着目すると、スポーツの場においては両者の認識の相違は大きく、体育系学生よりも一般学生の認識が高い。しかし、スポーツ以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては両者の認識に違いは見られず、この点は女子大学生の分析結果と異なる。
※本調査研究は平成 14~16 年日本学術振興会科学研究費補助金 (基盤研究(C)14594013) を受けた。

高校体育授業における教師—学習者の相互作用に関するジェンダー視点からの検討

○井谷恵子 (京都教育大学)・片田孫朝日 (京都大学大学院)・若林順子(JSSGS 会員)

キーワード：高校体育授業、教師行動、男女差、事例研究

1. はじめに

学校は社会に先駆けて男女平等教育を導入し、男女差別のない環境を作り出してきたという一般的認識とは裏腹に、「隠れたカリキュラム」としてジェンダー再生産機能を温存させている。なかでも、教師と生徒の相互作用は、量的にも質的にも生徒の性別によって差があり、進路選択の男女差や固定的な性役割の形成に影響を与えているという指摘がなされている(亀田, 2000; 木村, 1999)。小学校での調査結果では、「男の子はよくあてられる」「女の子には甘い」と生徒が認識しており、観察によっても教師—生徒の相互作用に生徒の性別による偏りがみられたという(木村, 1999)。しかし、同時にこれらの男女差は教師が男子に対してより多く発言の機会を与えるといった差別的対応のみが必ずしも原因ではなく、教師と生徒集団の交渉、生徒集団内での男女の対立といった、教室内の力学において解釈する必要があったと述べられている。

一方、体育においては、教師の相互作用行動が学習者の授業評価に深く関連していることが知られている。高橋ほか(1991)は体育授業中の教師行動を総合的に観察記述する方法を開発し、これを適用して教師行動の全体像を明らかにした。そのカテゴリーでは、「マネジメント」「相互作用」「巡視」「直接的指導」が教師の4大行動として示された。この教師行動の観察カテゴリーは、体育授業研究に多用されてきているが、ジェンダー視点から教師行動を分析する研究はほとんどみられない。

本研究では、高等学校体育授業における教師の相互作用行動に着目し、発話カテゴリーを用いた量的な差異とともに、相互作用行動のジェンダー視点から見た質的特徴について検討した。

2. 方法

対象：公立M高等学校 1, 2年生の体育授業全16授業。男女別習。男性教師12名、女性教師4名(のべ)。ハードル走(1年女子4授業, 2年男子4授業) マット運動(1年男子4授業, 2年女子4授業)

時期：2004年5—6月

データ収集：指導教師にワイヤレスマイクを装着し、ビデオカメラで録画・録音を行い、教師の発話を文字変換した。

分析方法：教師の発話について、高橋ほか(1991)による教師行動の観察カテゴリーに従って3名で分類し、相互作用と直接的指導について数量化した。

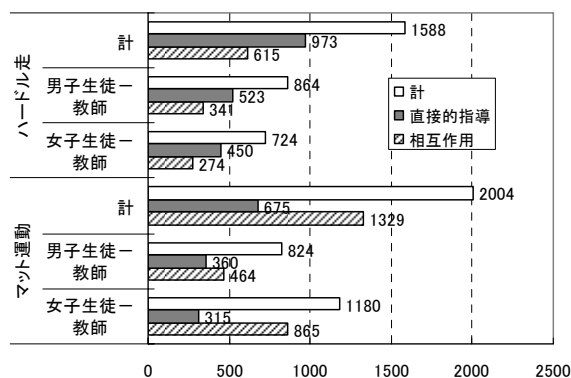
3. 結果と考察

①直接的指導と相互作用の割合

図に示したように、マット運動はハードル走に比べて教師の相互作用の頻度が高く、直接的指導との比率においても高い。この違いは特に女子クラスにおいて顕著であった。この理由として、ハードル走は記録の測定が重視され、教師主導の授業が大半であったが、マット運動は決められた技を連続技として工夫し、グループで練習する形式がとられたことが影響している。

②相互作用の各カテゴリー

ハードル走、マット運動ともに男子の授業に比べて女子の授業では、「励まし」「発問」「受理」の頻度と全体に対する割合が高い。「肯定」は男女の授業に顕著な差が見られなかった。「矯正」「否定的」はハードル走、マット運動ともに男子のほうの割合が高かった。質的な相違として、男子生徒に対しては高い技術的達成度を期待しており、その結果より多くの矯正的作用が出現したと考えられる。それに対して、女子生徒への技術向上への期待は低く、単に「がんばれ」「行け」などという「励まし」の多さとなって現れた。一方、男子に対しては、特に男性教員によって男子生徒を抜き下ろす場面がよく見られ、この結果、「否定」の頻度が増加している。



本研究は、平成15-17年度科学研究費補助金 基盤研究(B)(1)「男女共同参画社会における男女共学化、共修化の研究」の交付を受けて実施した。

高等女学校における運動行事に関する研究

—茨城県立土浦高等女学校を事例として—

○角田聡美 (福山平成大学)

キーワード：高等女学校、運動会、庭球、身体

1 はじめに

今日、女性がスポーツに接する機会は以前とは比べものにならないほど多岐に渡っている。女性に運動の機会を提供したのは、学校体育であることはすでに周知の通りである。学校体育には、教科体育のほかに運動会や校内のスポーツ大会、校外の対抗戦なども含まれると思われる。そこで本報告では、教科体育ではなく、校内で行われた運動会などの運動行事に焦点を当てる。

2 運動行事をめぐる研究蓄積

吉見によれば(1994)、運動会は当初物見遊山的なものであり、遠足運動会として行われていた。その後、校庭が設置されるにしたがって、学校で運動会が開催されるようになった。学校は、近代化と伝統の継承を目的とした地域の文化センターの役割を持っていた。学校を通して国民の身体や時間の感覚が近代化されたことを明らかにしているが、そこで大きな役割を果たしたのが運動会であった。近代化と人々の生活を接合させ、地域ぐるみで身体を可視化させる運動会は重要な儀礼であると指摘した。これをうけて大久保は(1998)、運動会をナショナルなレベルで1つのものとして語るのではなく、地域、学校種、運動会の実施年代に目を向け、それぞれの相違点に注目する意義を提唱している。運動会に関する先行研究は、小学校と高等教育機関に偏りが見られる。また、女子の運動会研究は、高等教育機関、さらに都市部にある特定の有名女学校に関するものが多い。そこで、本報告では中等教育機関に焦点をあてる。なぜなら、初等教育と高等教育をつなぐだけでなく、教育制度上男女別学の岐路にある高等女学校は看過できない。また、本報告の事例である茨城県立土浦高等女学校は、県内で2番目に開校されており、都市部ではなく特定の有名女学校でもない。そのため、地方の高等女学校における運動行事の空白を埋めることになるだろう。本報告の目的は、先行研究の蓄積をふまえ、高等女学校の運動行事によって女性の身体が近代化される過程を事例にそって記述することである。

3 土浦高等女学校の運動行事

当校の運動行事は、尚綱会例会として始められている。尚綱会とは、在校生、卒業生、教職員による同窓会組織である。尚綱会例会のプログラムをみると、当初は唱歌・朗読とともに遊戯が2、3種類組み込まれるに止まっている。1907(明治49)年、運動会と庭球大会が同時に誕生する。ここではじめて「運動会」という言葉が登場する。しかし、1912(明治45)年から1914(大正3)年の3年間、突如として運動会は消滅するが、庭球大会はその間も毎年継続されている。そして、運動会は1915(大正4)年に大運動会として復活する。風邪の流行で1918(大正7)年の運動会は中止されるが、ここでも庭球大会は存続している。つまり、運動会は数年間、および風邪の流行等によって中止されるにも関わらず、庭球大会は欠かさず開催されていることが明らかになった。

4 まとめ

こうしてみると、毎年必ず行われている運動行事は運動会ではなく、庭球大会であった。当時は小学校での運動会はすでに定着しており、女学生たちは小学校において運動会を経験している。重要な儀礼にも関わらず、高等女学校では運動会の中止が確認できた。また、継続開催された庭球は、女学生の間で非常に人気があり、女学生向きとされたスポーツである。女性の身体という視点から、運動会の断絶と庭球大会の継続の理由が読みとれるのではなかろうか。当日は、庭球との関わりについてさらに考察したものを発表する。

5 文献

- ・ 大久保秀哲(1998) 明治10年代末における試業制度と運動会の成立. 地方教育史研究19: 18-48.
- ・ 吉見俊哉(1994) 運動会の思想. 思想845. 岩波書店:168-176.
- ・ 吉見俊哉他(1999) 運動会と日本近代. 青弓社.

女子スポーツ選手の摂食態度異常

高校女子エリート選手の現状

○石垣 享 (愛知県立芸術大学)

キーワード： 高校女子選手, 摂食態度, 競技種目

はじめに

現代の多くの女性の関心は、痩身願望とダイエットではないであろうか。先進国を中心とした社会的状況中で、実際に我が国の若年女性の「やせ」の発生率は年々増加している。痩身を獲得するために行われる代表的な行動である「ダイエット」は、しばしば摂食態度の異常を引き起こす。このような現代社会の状況は、スポーツ選手にとっても無縁ではない。女子スポーツ選手の摂食障害の発症率は、一般の女性のそれよりも多く認められている。この原因には、パフォーマンスとの関連が見受けられる。特に、採点競技分野における芸術点は、審美的要素が多分に含まれており、痩身が美である現代社会においてはこれらの活動に関わるスポーツ選手は、痩せていることが勝利への必要な条件となる。またマラソン等の持久的競技においても体脂肪の獲得は、パフォーマンスにとって負の要素となる。

摂食態度の異常は、病的に精神障害の範疇に入るが、その診断基準(DSM-IV)には体重の減少または無月経等の生理学的な項目もあり、身体的に大きな影響を及ぼす。特に初経から間もない思春期にこのような障害が生じると、それ以降の長い将来に亘り、骨粗鬆症または月経不順、不妊等につながる可能性もある。

このワークショップは、前半に高校女子スポーツ選手を対象とした摂食態度異常の調査結果から、現状に対する認識を高めることを目的とし、後半では現代社会における摂食障害の事例を披露する事で、参加者全員がこの問題の改善に必要な事項を議論から発見することがゴールになると考えております。

高校女子スポーツ選手の摂食態度異常

被験者(以下競技群)は、兵庫県内の高校に属する国体およびインターハイ出場者(195名)であった。これに対する対象群として、愛知県内の高校女子生徒(145名)を、激しい部活動をしていない一般被験者(以下一般群)とした。

摂食態度の調査は、Garner らが開発し、主として拒食のスクリーニングに用いられる Eating Attitude Test-26 (EAT) および Henderson らが開発し、同様に過食に用いられる Bulimic Inventory Test, Edinburgh (BITE) の日本語版を使用した。両調査とも、10 点未満を正常、10~19 点を中度障害、20 点以上を重度障害と判定した。

一般群と競技群の摂食態度異常の発現率は、拒食では、全体の約 75%が正常と判断されるのに対して、競技群のそれでは約 65%まで低下していた。競技群の重度障害の発現率が一般群より 10%程度高率であった。過食では、一般群および競技群とも同様の傾向を示し、全体の約 70%が正常と判断された。

一般群および競技群の両者で観察された同傾向は、女子高校生の多くが太ることへの恐怖心を持ち、自身が太っていると思い、痩せたいと願っている反面、食事の取り方が不規則で、代理摂食等の過食のエピソードが認められ、完全主義者も多く、全体の約 1/3 が自身の摂食態度が異常であると認識した点であった。

競技群は、食物に対する専心とダイエットに関する項目が、一般群より有意に高い発現率であった。その半面、「どうしても食べたいという強い衝動を経験したことがある」と答えており、過食のエピソードも競技群の方が大変高い発現率となっていた。1 週間で 2.5kg 以上体重が変動すると答えた者の発現率は、一般群では 4%であるのに対して、競技群では 20%の高率であることが判明した。さらに運動群は、運動をすればカロリーを使い果たすという意識が一般群より有意に高率であった。

競技群をパワー系、持久系および審美系の 4 群に分け検討したところ、持久系および審美系は、パワー系より拒食および過食のエピソードの発現率が有意に高く、特に前 2 者では、ほぼ全員が「どうしても食べたいという強い衝動を経験したことがある」および「めっちゃめっちゃ食べたこと(過食したこと)がある」と答えていた。

テーマ設定の趣旨とワークショップの展開

司会 田原淳子(中京女子大学)

1. テーマ設定の趣旨

2004年のアテネオリンピック大会で、日本の女子選手数が男子選手数を初めて上回ったことがメディアで話題になった。しかし、女子選手の数が男性に匹敵するものになったからと言って、スポーツ界における男女の不均衡が是正されたとは言えない。指導者の数や組織における役員数は、今なおその多くが男性で占められているのが現状である。

たとえば、日本体育協会および日本オリンピック委員会(JOC)に加盟する、中央競技団体における女性役員割合は、2001年の調査で平均4.9%であった(『目でみる女性スポーツ白書』)。この数値には、突出して女性役員が多い全日本なぎなた連盟(93.4%)も含まれるが、調査に回答が得られた31団体のうち、11団体(35.5%)は女性役員が一人もいなかった。

組織の意思決定機関に女性がいない場合に、どのようなことが起こりうるかは、バドミントンのルール改定にみることができる。国際バドミントン連盟理事会は、もともと男女同じだったスコアリングシステムを、女子にかかわる種目だけポイント数を少なくするという決定を行った。男子の試合に端を発した、試合時間を短縮すべきだという意見についての議論の結論は、女子ルールの改定だった。しかし、この決定を女性差別であるとして複数の関係団体が国際スポーツ仲裁裁判所(CAS)に提訴し、それが認められたことから、このルール改定は撤回された。このように、スポーツ組織の意思決定機関において、責任ある主導的立場が男性に占められていると、女性の意見が反映されにくい状況になり、女性の活動分野に関する決定権も男性がもつことになる。

スポーツ組織の意思決定機関における男女の不均衡を是正するため、国際オリンピック委員会(IOC)は、最初の目標として2000年末までに意思決定機関の少なくとも10%に女性が就くこと、次いで2005年末までにその最低ラインを20%に引き上げることを世界のスポーツ団体に呼びかけている。しかし、日本の現状はこれに遠く及ばない。

性別や人種による不均衡など、歴史的に形成された不平等を是正するための暫定的な「積極的差別是正措置」として、欧米ではアフーマティブ・アクション(ポジティブ・アクション)が推奨されている。たと

えば、スウェーデンでは、1970年代以降、名簿式比例代表制選挙における女性候補者の割合を40-50%にする目標が政党内で定められ、男女交互の名簿登載方法により、女性議員率が40%を超えている。

こうしたアフーマティブ・アクションをわが国のスポーツ組織に導入することは可能なのだろうか。本ワークショップでは、スポーツ界の男女公平を推進するために、スポーツ組織の意思決定機関における男女の不均衡をめぐる問題点とそのための施策について議論してみたい。

2. 話題提供者の紹介

話題提供者には、まず、田中良子さん(財団法人日本陸上競技連盟 国際委員会委員)にご登壇いただく。田中さんは国際陸上競技連盟女子委員会委員、日本学生陸上競技連合女子委員会委員長など、内外の競技団体の中で、女性の地位向上やネットワークの促進に貢献されてきた。スポーツ組織における女性の現状と課題について、豊富なお経験の中からお話いただく予定である。

次に、ジェンダーと法律がご専門の建石真公子さん(法政大学教授)には、欧米で実施されているアフーマティブ・アクションの実際について、具体的にご紹介いただく。そして、スポーツ組織においてアフーマティブ・アクションを実施していくことについての示唆をご提示いただく予定である。

3. ワークショップの展開

お二人の話題提供の後、発表内容についての質疑応答を行い、以下のサブテーマについて議論を進めていきたいと考えている。

- 1) スポーツ組織の意思決定において、男女の不均衡がもたらす問題点は何か。
- 2) スポーツ組織の意思決定において、男女の不均衡が生じる背景は何か。
- 3) スポーツ組織の意思決定機関に、アフーマティブ・アクションを導入することのメリットとデメリットは何か。
- 4) スポーツ組織の意思決定機関に、アフーマティブ・アクションを導入するためには、どのような手続きが必要か。
- 5) 具体的な数値目標の基準をどこに求めるべきか。参加者の皆様の活発なお意見、ご発言を期待します。

スポーツ組織における意思決定とアファーマティブ・アクション

○建石真公子 (法政大学法学部)

キーワード： アファーマティブ・アクション、ポジティブ・アクション、パリテ、クォータ制、平等

1. アファーマティブ・アクションとは

アファーマティブ・アクション(以下、AA と略称)とは、過去の差別的な取り扱いの結果、不利益をこうむってきた社会的マイノリティ(人種・性別など)に対して、実質的な平等を達成するためにとる優先的な措置をさす。ヨーロッパではポジティブ・アクション(以下 PA) と呼称されるが、両者に内容的な違いはない。

アメリカでは、1960年代から人種的マイノリティを対象とした平等政策として AA が実施され、ヨーロッパでは EC が 1970年代から雇用分野における男女均等待遇のための PA 方針を明らかにしている。フランスでも、1980年代から雇用における男女の平等を達成するために、女性労働者に対する PA 政策を実施しており、さらに 1999年には憲法を改正し、国・地方自治体議会の議席を両性にほぼ 50%ずつ割り当てる一種の PA である *parité* (パリテ) 法を制定し、実施している。また女性差別撤廃条約 4 条は「積極的差別是正措置」を定めており、国連では女性会議等でその具体的な実施が課題とされてきている。

2. AA/PA の類型

AA/PA を実施する場合の法的根拠は、憲法、条約、法律、裁判所判決、行政命令、政党規則、自主的な規則(企業)など、多様である。実施形態は、

- (1) 条件についての優遇措置：雇用における特別な職業訓練プログラム、資格試験等の条件緩和など、
- (2) 選抜試験や昇格における優遇措置：大学、ロースクール、公務員試験など、
- (3) 意思決定における優遇措置：政党における性別割当制、パリテなど、の三種類に分類できる。これらの措置は、その法的根拠によって拘束力に違いはあるが、優遇措置を受けないグループとの関係で憲法や条約上の平等原則に関する問題を提起する可能性がある。(1)、(2) の場合は、逆差別＝不平等取り扱いか否か、(3) の場合はそれに加えて、国民主権原理に抵触するか否かが問題となる。

しかし、AA/PA についての法制度の状況、政府

や裁判所、国民の捉えかたは、国によって大きく異なっている。それは、差別をめぐる状況の違いとともに、平等に関する法的な解釈の違いにもよると思われる。

3. アメリカにおける AA の状況

アメリカでは、AA は比較的早い時期、1961年に、ケネディ大統領が大統領行政命令で、雇用において「人種・信条・皮膚の色または出身国に関わり無い待遇を受けることを保障するため雇用者は「AA」をとることを命じたのが、公的な表現としては初めてとされている。その後、州の機関によって多様な分野において AA が実施されたが、次第に憲法及び公民権法の禁止する差別に当たらないかが裁判所で問われることになった。現在まで、十数件の AA に関する連邦最高裁判所判決があるが、判決は 1980年代半ばまでは AA に肯定的といえるが、その後、アメリカにおける AA に対するバックラッシュの影響を受けている。ただ、近年の 2003年の Grutter 判決では州立大学の人種的マイノリティに対する AA による入学審査について、「学生構成の多様性」の確保という目的を合憲とし、Gratz 判決では、人種的マイノリティの志願者に一律に加点する審査方法を違憲としている。

これらの判決において AA を正当化する目的は、「過去の差別の救済」と、「社会の多様性の確保」とに分かれている。前者の場合は、過去の意図的差別の存在と AA がその不均衡を矯正するということの立証が求められる場合がある。後者は、その立証は必要ないが、マイノリティ自身の権利の保護という観点は失われる。

4. EC/EU およびフランスにおける PA の状況

EC/EU では、男女均等待遇指令(1978年)、ヨーロッパ理事会勧告(1984年)で PA を明確にしている。加盟国の政策と EC/EU 法との適合性を審査するヨーロッパ司法裁判所は、カランケ判決(1995年)では、ドイツのブレーメン州の公務員男女平等法が、男女が同等の資格を有する場合に女

性を優遇すると定めるのをEC指令違反と判断したが、マーシャル判決（1997年）では、上位ポストに女性が少ない場合には、男女が資格・適性・能力が同一であるなら、昇進には女性が優先権を有するとするドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の公務員法はEC指令に違反しないとされた。この変化は、1997年に締結されたアムステルダム条約の、特定の優遇措置は「平等待遇原則によって妨げられるものではない」という規定に影響を受けたと考えられる。

フランスでは、1980年代初頭から雇用における女性の均等待遇推進のための行政政策、たとえば企業における女性の管理職割合に対するゴール設定と報告義務など、が進められてきている。平行して、政治的意思決定の場である議会における女性の割合が低い状況に対する性別の割当制（クォータ制）の要求が行なわれ、1982年には25%クォータ法が議決された。しかし、この法律は違憲審査によって違憲と判断され、制定されることは無かった。違憲の理由は、フランスの国民主権理論—主権の不可分性・政治的選挙における部分代表の禁止—によるものであった。その後、選挙におけるクォータ制は不可能と思われたが、EUのパリテ推進政策の後押しもあり、2000年に比例代表選挙においてほぼ50%のパリテを実現する法律が議決された。この法律も違憲と判断されたが、議会は今回は憲法を改正し、パリテ法を制定した。

パリテをめぐるのは、現在も国民主権論、フェミニズムなど多方面からの批判が消滅したわけではない。平等に関しては、憲法院は合理性があれば差別的取扱いを否定するものではない。また女性議員の割合が少なすぎる状況の改善のために必要な政策と理解されている（事実、その後行なわれた地方選挙では、女性議員の割合は約47%に達している）が、国民主権との関係では、依然としてパリテは「例外」とされている。

5. AA/PA の射程—color(gender)blind(平等)とcolor(gender)conscious(多様性の確保)—

以上のように、差別解消政策としてのAA/PAは、従来の法的な平等概念に大きな変化をもたらしてきている。他方、差別論の面でも根源的な問題を提起すると考えられる。すなわち、AA/PAは、法的な平等の目標であるcolor(gender)blind、すなわち人間の扱いに皮膚の色や性別が見えない状況が理想である、という考え方に対して、差別解消のために逆にcolorやgenderに着目し特別な扱いをする点であ

る。このことは、差別のない状態がどのようなものであるかについてのイメージーションに違いがあるともいえる。color(gender)consciousな存在としてのmixedな状況は、社会の多様性の形成に寄与するのか、あるいは、AA/PAによる結果の平等としての状況を継続するうちに、優遇措置がない場合でも、color(gender)blindなmixedの状態を生み出す結果になるのだろうか？

AA/PAは、差別的意図の有無とは無関係に、社会的な偏向を持つ集団によって生み出された差別状態によって要保護とみなされるグループが存在する結果となると考え、そうした要保護グループに優遇措置をとることにより、結果の平等が達成されるとするものである。そこでの平等は、個々人の能力ではなく、要保護グループ全体に対する結果の平等として達成される。こうした方法での結果の平等の実現に対して理解を得るためには、平等や差別解消に対する広範なコンセンサス、政策的な理念というものが必要となる。

6. スポーツ組織の意思決定機関におけるAA/PA

組織において、意思決定機関に女性の割合が目立って低い場合、その原因がどこにあるのかを精査する必要がある。規則や選出手続きそのものが女性を不利に扱う場合には、まず規則の改正を要求することになる。選出された場合の条件が、一見中立的だが、事実上女性が継続しにくい場合には、その条件をより柔軟に改善することが必要である。それは、家族責任を持つ男性にも必要なことである。ルールにおいて女性に不利な条件はないが、事実上、慣行上、女性が選出されにくい場合、あるいは推薦などの人的資源に基づいた選出方法のために、そうした資源を多く持たない女性に不利になる場合には、AAが有効である。AAは、社会的マイノリティに対して、過去の差別的な取り扱いの結果としての不平等状況を解消するだけでなく、一つの組織や集団における「多様性の確保」のためにも有益である。スポーツ組織における「身体」特性については、genderblindとgenderconsciousの双方を満たす必要があるという困難さがある。しかし、AAは、あるグループへの優遇措置ではあるが、それ以外のグループに対する不利益待遇ではない。特に、女性は、現状での意思決定参加という意味ではマイノリティであるが、その代表する多様性は決して少数ではない。

女子陸上競技の発展を目指す活動と組織のあり方

○田中良子（日本陸上競技連盟国際委員会委員）

キーワード：女子陸上競技、実情、アンビバレンツ、考えの枠組み、協力体制

はじめに

これまで陸上競技には、選手時代を含め国際陸上競技連盟（以下国際陸連と略す）、アジア陸上競技協会（アジア陸協と略す）日本陸上競技連盟（日本陸連と略す）の女子委員会のメンバーとして 50 年以上かかわってきた。その中で「女子陸上競技を発展させる」という課題が常に念頭にあった。今回「スポーツ組織における意思決定とアフーマティブ・アクション」のテーマをいただいたのでこのことをさらにジェンダーの問題を加えて「女子陸上競技の発展を目指す活動と組織のあり方」という題で自分の考えを述べたいと思う。

1. アジアの女子陸上競技の実態

日本のことについて考えるときも世界を視野に入れながら、アジアの中にある日本の女子陸上競技の発展をどのように考えてすすめていくべきかということを考えてきた。

フィリッピンでアジア陸上競技大会が開催されたときのこと、掘っ立て小屋に住んでいる子供連れの女性が「こんな立派な競技場があっても、私たちには関係ない。スポーツをする暇もお金も考える時間もない」という言葉。スポーツどころではなく人間としての生活権が失われている状態。

「アジアの女子陸上競技発展のため」の京都シンポジウムとジャカルタシンポジウムでの基調報告「アジアの女子陸上競技のネットワークづくり」に対するアジアの女子陸上競技関係者の女子の組織づくりに対する意欲の高揚。

カタールの国が 1998 年、女子に初めて陸上競技の観戦と陸上競技の練習を許したこと。

イランの女性による「イスラム諸国女子競技会」の開催。宗教上の戒律をも乗り越える意欲とスポーツのもつ高い品性などの問題。

一方、アジア陸上競技協会の女子委員会において活動計画を示さず、国際陸連に対して経済援助のみを要求するありがた。これら各国の文化と女性の背景、その国の女性の位置づけ、女性の意識などの問題をもって、日本の現状と共に考えていきたい。

2. 日本の現状

日本の女子陸上競技の幕開けは 1920 年代の人見絹枝選手から始まった。’26 年第 2 回女子オリンピックで世界記録をつくり、’28 年の女性初参加のオリンピックで 800m に出場 2 位を得た。オリンピックについていえば、男性からの遅れは約 30 年ある。このことは注目すべき問題であるが、木下東作（大阪帝国大学医学部教授で毎日新聞社の運動部長など歴任）を中心にした男性協力者により「日本女子スポーツ連盟」が組織され女性スポーツの奨励や人見絹枝の大会参加にあたっての多大なバックアップがあった。このことは特筆しなければならない。当時、女性が運動すること、しかも手足を出して陸上競技をするということは、人目をはばかる時代であっただけに、世界の女性と堂々と競う選手がどうして出現したのか。第 3 回女子オリンピックに参加したあと、人見選手は過労により 24 歳の若さで亡くなった。その後 1937 年女性の陸上競技の組織は日本陸上競技連盟に吸収合併された。男性の組織であった国際陸連が、加盟は 1 国 1 組織だけを承認すると決定したため、男女別々に活動していた組織は日本も他国に習い男性の組織の日本陸連への吸収合併となったのである。1984 年まで単発的に女子部が組織されるが、2 年以上は続かない。吸収合併の約 45 年後、’84 年に『女子部』の組織が誕生。以後’99 年まで、活動は続く。男性がつくりあげてきた組織の中の女子部である。組織の位置づけが度々変更され、女子部から女子委員会と名称が変更になっても独立した専門委員会にはならなかった。これまでの組織からみて付属的なまた付録的な組織としての位置付けしかない。資料「オリンピックの女子陸上競技種目数と日本女子選手参加人数、成績」では、種目数も参加人数もふえている。そのような状況もあり、女性の活動も少しずつ充実し、向上していく。しかし日本陸連の財政ひっ迫の波を受け、99 年 3 月に女子委員会はあえなく消滅した。上部組織が下部の意見を聞き取ることもなく、意見や怒りを表明する機会も与えられることもなく、約 15 年間の総括や引き継ぎをすることもなく、60 歳以上は役員にはしないという言葉のもとに終止符をうつ。何故このようなことが起きるのか。

3. 意思決定機関における女性の活動について

1995年以降世界的な女性のスポーツ会議で女性の活動についての行動要請が採択され、一昨年は国連総会で2005年を「スポーツと体育の国際年」と決め「スポーツは基本的人権問題」と宣言した国連憲章にも則った形で、今回の研究会で意思決定機関のアファーマティブ・アクションが出された。既に述べたように、アジアの大部分、ヨーロッパでも独・仏・英・米を別としても女性の意思決定機関のない国については、役員の数値目標などは直接の対象とは成り得ない。ただ、意思決定の機関がありそうでなさそうな曖昧な日本の状況は、これから発展させようと考えている国々や、欧米での活動のある部分についても参考になりうる問題があることが考えられるので、一専門分野内の実践から得た考えではあるが、女性スポーツの分野にまで拡大して述べたい。

国際陸連、日本陸連のいずれの女子委員会も構成メンバーに女性理事を加えることを上部組織に要請した。現在、両連盟とも別枠で女性理事がメンバーに加わっている。しかしそのような数では勿論、男性中心の組織はびくともしない。1998年国際陸連の女子委員会は「女子陸上競技年」を設定し、実施要領を付して世界に呼びかけた。男性からの反応は殆どなく、女性の一部の運動に限られ「女性の分業」で報告も単なる形式的なものに終わった。活動と組織は照応している。活動のないところに組織は生じない。活動がありながら組織が不相応になっているので問題が出てくる。このような状況のところに20%論が出てきている。量を増していけば質が変わるという法則は自然科学なら理解できるが、人間の世界に当てはめてその基準は何かと問われたら、明確な根拠を説明することが出来るであろうか。

オリンピックに例をとれば、専門分野が多様化すればするほど規模は大きくなり、経費は莫大なものとなっていく。財政的な問題が大きくなるに従って、それに付随したメンバーが意思決定機関の中心に近づき、各専門分野のメンバーが減少する。男性中心の『女子部』のように付属する女性メンバーには女性スポーツについての発言が増加する保証はますます縮められてしまう。国を単位とした組織状態は、財政問題と相和してナショナリズムを表面化し「参加することに意義がある」という友情の場を別の道へと導く。方向性を失った活動は、それに従った組織を形成していく。

女性のスポーツを発展させようとする場合、すすめる方向性を見つめて、男性中心の世界の中で起きる一つの事実の内部に相反するものが並存していることを見抜く力をつけていくことが大切である。

4. 女性スポーツを発展させるための活動と組織

これは基本的には現在スポーツを行っている女性自身が考える問題である。といってもその内容について一般論はない。しかし現在日本で行われている女性のスポーツの70%は健康の保持増進を目的とした内容で専門分野に携わる人はごく僅かで、欧米に比べるとごく少数である。他の一つは最近注目されてきている身体障害者、女性と老人の特に神経性の病気の対策としての運動に区別される。それらの活動と組織については一括できないが、それらに共通する基本的な問題については考える必要がある。この考えの根底に据えるべき問題を明確にする必要がある。これらにはジェンダー学にとっても大いに力を発揮すべき問題が山積していると考えられる。

この問題を考えるにあたって、考え方の枠組みをはっきりさせておかなければならない。問題は多々あるが、その枠組みの中で次ぎの二つのことは明確にしておきたい。

(1) スポーツを身体運動文化として位置付けること

- ① 文化活動のプロセスと基本点
- ② 20%や別枠の提起は異文化交流の問題

(2) 女性を社会の構成メンバーとして位置付けること

- ① 人間は社会的存在であるということの意味
- ② 社会の発展は男性と女性の協力の産物

結論

人間の社会は男性中心といわれながらも、これまで大きな発展を示してきた。それに女性の文化が加われれば、さらに大きな前進がみられるにちがいない。しかし女性の文化発掘には大きな男性の協力を必要とする。それには男性はあまりにも無頓着すぎるように思われる。女性も主体的、自主的に考えることには不慣れである。これまで余りにも分業的な生活に慣れさせられたためであろう。これからは、男性と女性が協力する場を多くつくり、長い時間をかけて、女性の文化を発展させる仕事を共に行うことが大切である。

女性のスポーツの発展については、女性参加の形ではなく、目標をもつ活動とそれを保証する組織づくりの両面において女性と男性の協力のもとですすめることが重要である。そのような協力の活動の中で初めて男性の偏見はとけ、女性もより高い人間性を獲得することが出来るものと考えるのである。

小田原市（神奈川県）における児童・生徒の実態調査から

○芹澤康子（中京女子大学）

キーワード：児童・生徒、性差意識、体育授業、運動種目、男女共習

はじめに

1989年の学習指導要領改訂以降、小学校から高等学校まで保健体育科の必修単位数やカリキュラムに男女による区別はなくなった。しかしながら、“女子はこうあるべき”“男子はこうあるべき”という有形無形の固定的なジェンダー意識が教師や児童生徒の中に依然として残っており、学校体育におけるカリキュラム編成や授業の実施形態、運動会種目や部活動への参加状況などにも少なからず影響を及ぼしている。こうした現実が、隠れたカリキュラム（Hidden-Curriculum）として学校体育におけるジェンダー意識を再生産していると捉えることができよう（芹澤・田原「ジェンダーの視点から見た中学校体育の実態調査」2004）。

本研究では、小田原市の小学校2校、中学校3校の児童・生徒を対象に、男女共習授業および運動の学習場面における性差意識についての調査を行い、運動種目ごとに児童・生徒のジェンダー意識にはどのような特徴がみられるのかを検討した。小学生から中学生までの成長過程の中で、児童生徒の運動種目についての性差意識がどのように変容するのかを探るなかで、今後の学校体育におけるジェンダー・フリーを目指す指針を得たいと思う。

1. 小田原市中学校体育の男女共習授業の実施状況

先の神奈川県・愛知県・広島県・岡山県の中学校634校を対象に実施した『ジェンダーの視点から見た中学校体育の実態調査』（芹澤・田原、2004）では、サッカーは男子の授業開講47.9%、女子開講11.2%、武道は男子開講36.4%、女子開講3.5%と男子が多く、ダンスは女子開講41.0%、男子開講2.0%と圧倒的に女子開講が多いというように、男女の性別による開講種目の違いが示された。また、男女共習の授業実施率はどの種目も50%に届かないという結果となっていたが、神奈川県の小田原地区（回答校9校/全12校）は水泳（男女共習実施率77.8%）を除く全種目で男女共習授業が実施されていた（図1参照）。

今回の調査で対象とした3校の中学校は、この小

田原地区に位置する学校であり、調査結果についてはこの点に留意して読み解く必要があるといえる。

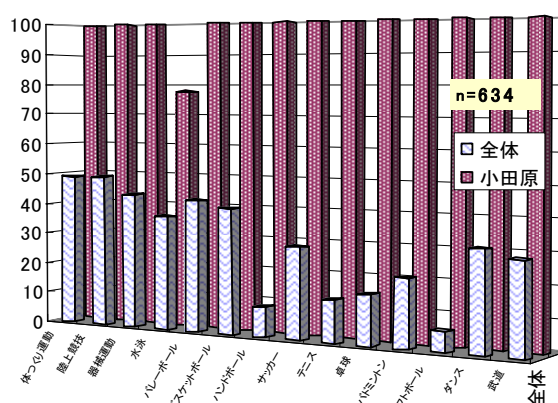


図1 男女共習開設状況(中学校) (芹澤・田原 2004)

2. 児童・生徒の実施したい運動種目

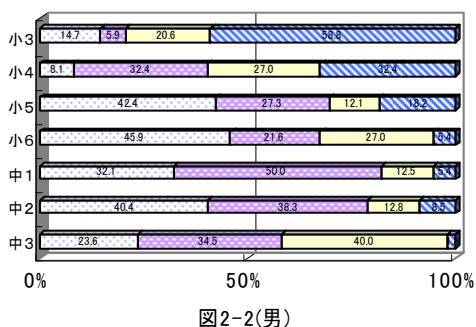
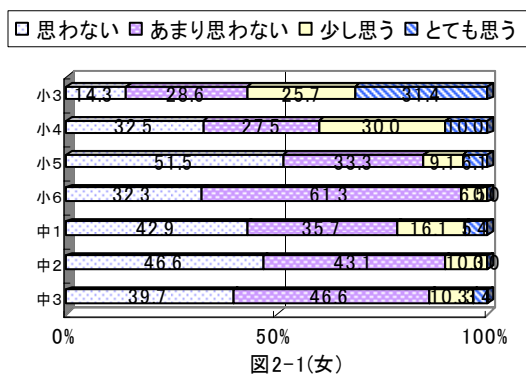
学年によって種目の分類が若干異なるが、実施したい運動種目ではバレーボール（中学校ではバドミントンを含む）以外の球技は男子の数値が女子より高く、とくにサッカーは小学校中学年男子80.6%（女子30.7%）、小学校高学年男子78.6%（女子46.2%）、中学校男子55.1%（女子30.2%）と年齢が低いほど男女による数値の差が大きい。また、野球型スポーツであるハンドベースボールやソフトボールも男女の数値の違いが明らかであり、女子に好まれていない種目であると言える。表現・ダンスは各学年において女子の数値が男子を上回っており、女子に好まれている。

3. 運動の学習場面における児童・生徒の性差意識

〈男女一緒に体育の授業について〉の項目では、男子は各学年において50%以上が「抵抗がない」と回答しているが、女子は各学年において男子よりその数値が低く、違和感を抱いていることが示唆された。

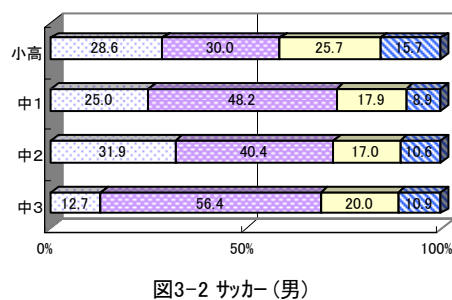
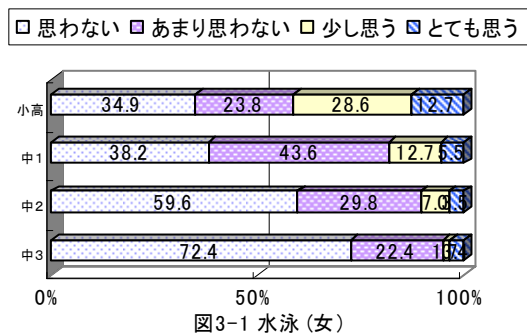
〈運動能力について〉は、男女共に「男子の方が女子より運動能力は高い」と認識しており、男子にその傾向が明らかである。また、学年が下がるほど、男子は“男子の方が”、女子は“女子の方が体力が

ある”と回答している特徴が見られる。〈体力について〉も運動能力と同様の結果が見られ、男女共に「男子は女子より体力がある」と回答し、男子にその傾向が明らかであり、低学年にその特徴が顕著である。〈男子は元気・活発で、女子はおしとやか・おとなしい〉という意識については、女子(図2-1)にはこうした意識はあまりないが男子(図2-2)には少なからず存在し、小学3年生男女および小学4年生男子には、〈そう思う〉と意識する児童が半数以上いる。



4. 男女共習で実施する運動種目に対する児童・生徒の性差意識

男女共習で実施する運動種目について、水泳、ダンス、および柔道、剣道、すもうなどの武道は、男女ともに「男女一緒では楽しめない」種目と認識しており、水泳では年齢が上がるに連れて女子にその傾向が明らかである(図3-1)。また、バレーボールを除いた球技において、女子は半数以上が「男女一緒の方が楽しめる」と回答している反面、男子は半数以上が「男女一緒では楽しめない」と回答している(図3-1)。



まとめ

児童・生徒が実施したい種目では、男子はサッカーや野球型のスポーツを選択し、年齢が下がるほどその数値が高い。ダンス・表現は男子はほとんど選択せず、女子の選択が圧倒的に多い。体力・運動能力については男女ともに「男子の方が高い」と認識しており、男子の数値は女子より高い。また、〈男子は活発、女子はおしとやか〉との認識は男子に高く、その傾向は低学年に顕著である。男女共習について、男子は半数以上が「同性で行った方が楽しい」と捉え、女子は半数以上が「男女一緒に行ったほうが楽しい」と男女共習を肯定的に捉えている。このように運動種目や運動能力および運動の実施形態について、女子よりも男子に男性優位のジェンダー意識がより強く存在する状況が明らかになった。一般には性差意識は第2次性徴に関わる問題と捉えられているが、本調査では低年齢にジェンダー意識が顕著であることから、小田原地区の体育の男女共習授業は運動場面における性差意識の変容に、一定の好ましい影響を及ぼしていると読み解くことができるだろう。

高等学校の男女共学の取り組み（神奈川総合高校の事例から）

○牧野紀子（神奈川県立神奈川総合高等学校教諭）

キーワード：男女共学、生涯スポーツ、学習目標、ホモソーシャル、部活動

男女共学までの経緯

「性差意識とジェンダー」という視点で高等学校の教育課程を見ると体育が最もジェンダーバイアスのかかった部分だ。戦後の教育課程を振り返ると一部旧制中学から新制高校に移行した学校で男女一緒に体育を行っていたところもあったが、1970年の指導要領の改訂で家庭科女子必修の確認がされ、ダンスが女子の必修種目と明記されたころにはほとんどが男女別に授業が行われていた。1989年の指導要領改訂までは男子9単位女子7単位と必修体育の修得単位に差があった。（神奈川では男子に2単位増単して11単位にしていたところが多かった）女子と男子の差の4単位は家庭科に当てられていた。

1989年改定の目玉は家庭科男女共学（現在は共習を使う）の扱いだっただ。これは1979年にわが国が署名した女子差別撤廃条約を批准（1985年）するために整備しなければならない国内法との関連で女子のみの家庭科を廃止し男女同じカリキュラムを整備しなければならなかった。家庭科の男子必修は様々な方面から大きな論議を呼んだ。しかし、家庭科の教師を中心とした長年の地道な積み重ねが男女共学をもたらした。体育も検討の対象になったが、ほぼ同等のカリキュラムが組まれている（男女共修）ということでダンスの「女子のみ」を外し、男女同単位とすることでのりきった。

残念ながら1989年改訂に際して女子体育連盟をはじめ体育の世界から男女共学に関する議論はおこらなかった。むしろこの改訂に関して体育現場で議論されたのは、「生徒が特性に応じて選択して履修することができるものとする」という選択制の項目であった。指導要領に書かれたこの取り組みに対しては体育の教師は極めて熱心に導入の方法について模索した。その結果、全体の時間割との関係も考慮して3クラス同時展開4種目設定あるいは5種目設定と言う形にして選択幅を広げることとした。今までは2クラス同時展開男女別に種目展開していたものであるが、で

きるだけ選択幅を広げるためには男女の枠を外すしかないという苦肉の策として男女共学が始まった。反対意見や懸念するむきもあったが、「やってみたらどうってことない」ということで、落ちついた。その後選択制体育の取り組みの中で男女共学も進み平成11年（2000年）からの神奈川県教育委員会の男女共習調査では表のような結果となっている。

平成11年度	166校	143/163校(87.7%)
平成12年度	166校	148/163校(90.8%)
平成13年度	166校	151/164校(92.1%)
平成14年度	166校	151/164校(92.1%)
平成15年度	162校	149/161校(92.5%)
平成16年度	153校	140/152校(92.1%)

この調査の質問は「部分的でも男女共習を行っている学校は（はい）と答えてください。」というものあり、家庭科のような完全男女共学を示したものはない。選択制体育は場所や人員の配置に負担が多く3年生だけとか、1年の基礎部分については男女別学でなど完全実施にはいたっていない。

神奈川総合高校の事例

神奈川総合高校は平成7年（1995）単位制による全日制・普通科の高校として神奈川県横浜市に学則をおかず制服も制定しない、そして、帰国生・在県外国人・中途退学者を受け入れる新構想高校として開校された。

体育授業は異年齢共習・男女共習・習熟度別などを取り組みの中心において展開されてきた。また時間割の設定として分割履修認定が可能になったため1単位・半期・完結講座とし、生徒は種目を選択し、時間割を組んでいる。年度によって変動があるが生徒数の男女比は3：7前後で女子が多い。

授業の実体

完全選択制のため本人が希望した種目選択を行っているためそれなりの取り組みが見られる。

以下は授業内での観察から報告をおこなう。

選択傾向はフットサルの選択で男子が優位であることとダンスの男子選択者が少ない事を除けば3：7の男女比が極端に偏るものはない。柔道や剣道でも男女比はそれぞれ1：2、7：20である。

習熟度別の進んだ授業では男子の比率が高くなりほぼ男女比1：1になっている。

フットサルについても今年は女子が男子15人に対し3人と少ないが昨年は若干女子が少ない程度で女子のチームが男子に堂々勝利していた。ダンスについても5：17のクラスもある。

取り組みについては弓道・居合・器械・陸上・水泳・スケート等、個人種目に関しては全く問題がない。球技についても卓球・バドミントン・ゴルフ・テニス・バレーボール等は最初の基本技術練習の段階では女子同士男子同士のペアができるが、ゲームの段階になると必ずしも同性同士で対戦が組まれるわけではない。集団型のスポーツでも最初は男女別々のグループで練習しているがゲームを進めていく中で男女別々のチームを作ると対戦相手が限られてつまらなくなり組み合わせを工夫するようになる。

柔道など接触プレーのあるものは男女に分かれることが多いが、対戦の段階で男女の組み合わせに進んでいくようである。

キャンプ・スキーのような宿泊を伴う授業の場合、生活班は男女別で組むが、実習のグループはできるだけ男女混合のグループとしている。

習熟度が高くなるほど男女間のコンビネーションがよくなり、年齢が高くなるほどパートナーシップあるいはメンバーシップとして相手を尊重する事ができるようになる。

男女共学に対する教員側の意識

ほとんどの教師が共学を経験しているため抵抗感はない。しかし男性教師に男女共学について聴くと一般的には「男子に思いっきり身体を使わせてやりたい」「男性が気を使っていてかわいそう」「男子を教えるほうが気がらくだ」等の答えが返ってくる。あるいは総合の場合は男子が少ないし、活発な生徒がいないからいいけど……。など積極的な肯定発言は見られない。時あらば男子だけを教えたいという思いが見え隠れする。

男女共学の鍵を握っているのは教師の意識だという。特に男性の教師には男子だけの授業に対する思いが強い。このあたりに条件が変わればすぐに男女別学へ回帰する要因を含んでいる。

なぜ男性教師は男子だけにこだわるのか。以前神奈川県内の体育教師の意識調査をした。その結果男性教師は体育の教師としての意識より部活の指導者としての意識が高いことが分かった。ホモソーシャルな部活で育ちホモソーシャルな部活動を育てることに自己存在の意味を見出している教師にとって体育の授業もその延長上にある。男女共学の是非を問えば、否定する材料は女子のスポーツ参加を否定していた事と同様、合理的な根拠をもち得ない。しかし男性の体育教師が男女共学に積極的に向かいきれないのはこのスポーツに対する自らのホモソーシャルな感性であり、汗とぶつかり合いの美意識の延長上に体育の授業を置いているからだと考える。

体育とは何を教える教科なのか

男女共学の取り組みは比較的順調に広がっている。しかし「やってみたらまあよかった」では違う条件が出てきたらすぐにひっくり返る。体育は男女平等を教えることを目的とした教科ではない。私達が男女共学体育の中で彼らに提示していくものは何か。楽しい体育と生涯スポーツを学ぶことを体育の目的の一つと考えるとき、この生徒達が将来どのようにスポーツを楽しみ、どのようなライフスタイルを確立していくのか、体育現場にモデルの構築が必要である。生涯にわたって男女が、そして下手な人間も体力がない人も、誰もが共にスポーツを楽しむモデルをわたし達自身が作っていく必要があると考える。

誰にとっての体育か

保健の授業では性とは女性性から男性性までの間のグラデーション状態で存在していると教えている。制服がなく男女で分けられるのは健康診断の時くらいである本校には性に関しても様々な状況の生徒がんでやってくる。トランスジェンダーを障害とは捕らえず生徒の生きやすい状態として捕らえたいと思っている。その意味でもあえて合理的根拠のない区別は生徒を傷つける事にもなるのである。

ジェンダーとメディア・リテラシー

ーテレビCMにみるスポーツー

○登丸あすか（帝塚山学院大学非常勤講師）

キーワード：ジェンダー、メディア・リテラシー、オリンピック、テレビCM

現在は、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなど多様なメディアが遍在し、大きな影響力をもつメディア社会であり、そのような社会で市民が主体的に生きるためには、メディア・リテラシーを獲得することが必要とされている。メディア・リテラシー研究の第一人者であるレン・マスターマンによると、メディア・リテラシーの中心的課題は、多くの人が力をつけ（エンパワーメント）、社会の民主主義的構造を強化することである（Masterman, 1995）。

同様に、社会の民主主義的構造を強化する取り組みの最も基本的なものの一つが、男女の平等を実現するためのものである。1995年の国連第4回世界女性会議では、「女性とメディア」の問題の重要性が広く認識され、重点的に取り組むべき12領域の一つとして「女性とメディア」が取り上げられた。この会議で採択された『北京行動綱領』「J項、女性とメディア」では、この領域におけるさまざまな問題を整理したうえで、「メディアにおける女性の参加とアクセスの拡大」と、「メディア内容におけるジェンダーの平等と公正の推進」の2点を戦略目標として提示している。『北京行動綱領』の採択から10年を経た現在でも、この2つの目標は依然として達成されておらず、現在、市民がメディア・リテラシーを獲得するとともに、このようなメディア状況を変革するための研究と実践を行うことが緊急の課題とされている。

メディア・リテラシーとは以下のように定義される。

市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションを創り出す力をさす。また、そのような力の獲得をめざす取り組みもメディア・リテラシーという（鈴木、1997）。

メディア・リテラシーの取り組みでは、その研究モデル（鈴木、2003）にあるとおり、テキスト、オーディエンス、生産・制作、というメディアに関わ

る3つの側面に大別し、それらの関係性を読み解くことが重要である。ジェンダーとメディアの領域では、テキスト分析に関する研究の蓄積が最も多く、伝統的なジェンダーの価値観がメディア内容に根強く存在していることが、長年の研究から明らかにされている。特に近年、スポーツ中継やニュース番組のなかのスポーツを対象とする分析も数多く行われ、女性選手の登場する割合の少なさや、たとえ登場したとしても「女らしさ」を強調する形で提示されているメディア状況を明らかにし、スポーツとメディアにおいても、ジェンダー・ステレオタイプな価値観が深く埋め込まれていることが指摘されている。

このワークショップでは、メディアとスポーツをテーマに、ジェンダーの視点からテレビCMを分析する。分析対象は、1998年2月の長野オリンピック開催時に放送されていたテレビCMである。

現在のメディア社会では、スポーツとは、実際に参加して楽しむものであると同時に、テレビや新聞、インターネットなどを通じて観戦する、記事を読む、家族や友人との共通の話題とするなど、メディアをとおして体験し、楽しむものでもある。特に、オリンピックやワールドカップなど世界的規模のイベントでは、実際に現地に出かけて観戦する人よりも、テレビなどを通じて体験する人の方がはるかに多い。メディア側もこれらを重要なメディアイベントとして位置づけ、競技の中継だけでなく、特別番組を編成するなどして大々的に放送する。

また、オリンピックは、メディア以外の企業にとっても自社の企業イメージや商品をアピールするための絶好の機会でもある。多くの企業が公式スポンサーとなり、オリンピック期間中にはそれらのスポンサーのテレビCMが幾度も放送され、商品を売るため、あるいは企業イメージを高めるために、さまざまなスポーツおよびスポーツ選手がテレビCMのなかで売られている。ここでは、ジェンダーの視点によるオリンピックCMの分析を手がかりに、メディアが提示するスポーツとは何かを考えて

いきたい。

メディア・リテラシーの分析では、メディア・リテラシーの8つの基本概念について学び、理解を深めることで、多様な側面からテキストを読み解く必要がある。

8つの基本概念とは以下のとおりである。

○基本概念 (Key Concepts)

- <KC1> メディアはすべて構成されている。
- <KC2> メディアは「現実」を構成する。
- <KC3> オーディエンスがメディアを解釈し、意味をつくりだす。
- <KC4> メディアは商業的意味をもつ。
- <KC5> メディアはものの考え方(イデオロギー)や価値観を伝えている。
- <KC6> メディアは社会的、政治的意味をもつ。
- <KC7> メディアは独自の様式、芸術性、技法、きまり/約束事をもつ。
- <KC8> クリティカルにメディアを読むことは、創造性を高め、多様な形態でコミュニケーションをつくりだすことへとつながる。

『新版 Study Guide メディア・リテラシー [入門編]』 pp.25

KC1は、最も重要な基本概念であり、はじめに学ぶ必要があるとされている。このワークショップでは、KC1と2をふまえたうえで、KC4、7、5を中心に分析を進める。

KC7にあるとおり、メディアには独自の映像言語がある。テレビCMは、15秒や30秒という短い時間のなかで、単に商品の効果や性能を伝えるのではなく、さまざまな映像技法・音声技法を駆使して、潜在的な消費者として想定されているターゲット・オーディエンスが、商品に対して好感をもつように構成されている。ここでは、『新版 Study Guide メディア・リテラシー [入門編]』第3章「テレビ・コマーシャルとは何か」を使いながら、テレビCMで使われる映像技法・音声技法(後述の資料を参照)について学び、メディアが伝える価値観を分析する。

また、メディア・リテラシーの学びでは、グループ活動、参加者の能動的な参加、対話による学習が重要とされている。このワークショップでは、参加者一人ひとりがメディア分析に参加し、グループで

の対話をとおして、分析を深めていけるように企画している。そのような一連の活動をとおして、メディアが提示するスポーツ、そしてオリンピックとは何か、私たちオーディエンスにとってどのような意味をもつのかについて、参加者とともに考えていきたい。

<資料：映像撮影・編集用語>

- ・ ショット 映像の最小単位。カットなどの編集による切れ目のないひとつづきの映像。ひとつのショットは一瞬の場合もあれば、長くつづく場合もある。
- ・ カメラサイズ 被写体とカメラの距離。画面いっぱいになり人の顔やものを映しだすクローズアップ(CU)、バーストショット(BS)、ロングショット(LS)、などがある。
- ・ カメラアングル 被写体をとらえるカメラの角度。カメラが被写体を上から見下ろすように撮るハイアングル(HA)、下から見上げるように撮るローアングル(LA)、水平に撮るフラットアングル(FA)などがある。
- ・ ズームイン(Z-in) / ズームアウト(Z-out) カメラ本体は動かないままで、ズームレンズを使って画面が被写体に近づいたり遠ざかったりするように撮影する技法。
- ・ パン カメラの位置を固定したまま、カメラの向きを水平方向(左右)に動かして撮影する技法。
- ・ カット ショットとショットをすばやく切り替える編集技法。
- ・ フェードイン(F-in) 映像や音声がいかに浮かび上がるようにする編集技法。たとえば暗い画面をいかに明るくしていき、前のショットやシーンから転換する。
- ・ フェードアウト(F-out) 映像や音声がいかに消えていくようにする編集技法。たとえば明るい画面をいかに暗くしていき、次のショットやシーンへ転換する。
- ・ ディゾルブ フェードアウトするショットにフェードインするショットを重ねて、2つの画面をダブらせながらショットやシーンを転換する編集技法。

(『新版 Study Guide メディア・リテラシー [入門編]』 pp.136 より抜粋)

演者のプロフィール

荻野美穂（おぎの みほ）

人文科学博士（歴史学）（お茶ノ水女子大学） 専攻：女性史

奈良女子大学、京都文教大学を経て、現在大阪大学大学院文学研究科助教授

<著書>「中絶論争とアメリカ社会—身体をめぐる戦争」（岩波書店、2001）

「ジェンダー化される身体」（勁草書房、2002）

「いくつもの日本IV 女の領域・男の領域」（岩波書店、2003）など

藤田紀昭（ふじた もとあき） 日本福祉大学教授

1987年筑波大学大学院修士課程修了、同年徳島文理大学講師、1993年日本福祉大学講師。専門領域はスポーツ社会学、障害者スポーツ論

<近著>「必携障害者（児）ホームヘルプサービス 身体・知的障害編（共著）」（日総研出版、2004年）

「アダプティッド・スポーツの科学（共著）」（市村出版、2004年）

「スポーツジェンダー学への招待（共著）」（明石書店、2004年）

平川澄子（ひらかわ すみこ）

鶴見大学文学部教授。専門：体育、スポーツ社会学、スポーツ・ジェンダー学

Nier Olivier,Raoul,Joannes

クロード・ベルナル・リヨン第1大学（Claude Bernard Lyon 1）「スポーツ製品マネージメント・商業化研究所」所長、中京大学客員教授。 専攻：スポーツマネジメント

<研究業績>

Nier O., Chantelat P., Camy J., (2004), Les stratégies identitaires des clubs de rugby de l' élite européenne face à la professionnalisation (1987-1997), in Revue Science et Motricité n° 50, 103-125.

Nier O., Sheard K., (2000), Managing changes : Economic, social and symbolic dimensions of professionalisation in five elite European rugby clubs, European Journal of Sport Management. vol. 6, n° 2 1999, 5-34.

Nier O., Chantelat P., Chaix P., (2005), La gouvernance des clubs professionnels de rugby : une comparaison internationale, La gouvernance des Organisations Sportives. L'Harmattan Paris, (à paraître).

<ラグビーに関わる業績>

- ・フランスラグビーナショナルリーグ教育コミッション委員
- ・ラグビー専門指導者協会理事、
- ・SOCRATESプログラムにおけるラグビーのEuropean master of Applied Sciences 顧問

石垣 享（いしがき とおる） 愛知県立芸術大学美術学部身体運動・健康科学研究室 講師

兵庫医科大学大学院医学研究科博士課程満期退学

建石真公子（たていし ひろこ） 法政大学法学部教授

中央大学法学部卒業。東京都立大学大学院社会科学研究会博士課程単位取得退学（1991年）

<著書・論文>・憲法研究所・上田勝美（編）『日本国憲法のすすめ』（共著）、法律文化社（2003年）

・元山健（編）『CDで学ぶ現代日本の憲法』（共著）、法律文化社（2003年）

・「ヨーロッパ審議会における女性の権利」、女性空間 20号（2003年）

- ・「Des rapports entre droit constitutionnel et droit international:l' application des traités relatifs aux droits de l' homme par la Cour Suprême japonaise, in Le nouveau défi de la Constitution japonaise, LGDJ(2004).
- ・「欧州憲法条約における『憲法』概念」、全国憲法研究会編『憲法改正問題』日本評論社（2005年）

田中良子（たなか よしこ） （財）日本陸上競技連盟国際委員会委員、「女子マラソンを励ます会」副会長
東京教育大学体育学部卒業後、日本陸上競技連盟、アジア陸上競技協会、国際陸上競技連盟などの各種委員を歴任、2000年より「女子マラソンを励ます会」副会長。1960～2001年まで法政大学非常勤講師。専攻は体育原理。
＜陸上競技に関する業績＞東京オリンピック選手村コートスーチーフ、第2回アジア陸上選手権大会日本選選手団マネージャー、国際女子マラソン大会・世界室内大会選手村副村長、アジア女子陸上競技シンポジウムディレクター、大学国際女子駅伝セミナーディレクター、ラジオ解説など
＜組織論に関する主論文＞「日本の女子陸上競技における大学の役割」（神戸ユニバーシアード CESU 会議－1995）、
「21世紀に向けて、アジアの女子陸上競技発展の課題と探求」（アジア陸上競技シンポジウム基調講演－京都 1994）、アジアの女子陸上競技のネットワークづくり」（アジアの女子陸上競技シンポジウム－ジャカルタ 1996）

芹澤康子（せりざ わやすこ） 中京女子大学健康科学部 助教授
1976年横浜国立大学教育学部卒業、同大学院教育学研究科修士課程修了。1976年神奈川県公立中学校教諭を経て、2001年より中京女子大学健康科学部助教授、現在に至る。学習指導要領作成協力者。専攻：体育科教育学
＜主な著書＞「学校体育実技指導資料第7集 体づくり運動（共著）」文部省（2000）、「中学校保健体育科の授業モデル『①体ほぐしの運動』編（共編著）」明治図書（2003）、「中学校体育の授業（共著）」大修館（2001）

牧野紀子（まきの のりこ） 神奈川県立神奈川総合高等学校教諭
1975年 東京教育大学体育学部卒業、1977年 東京教育大学大学院体育学研究科修士課程修了。1978年から神奈川県立高等学校教諭、筑波大学附属高等学校教諭を経て現職。みんなのスポーツ全国研究会事務局。専攻：スポーツ社会学
＜著作＞ 「スポーツと女性に関する社会学的考察―特に役割との関連において―（修士論文）」
「FENINIST International NO 2 The Changing Role of Sport in Women's Lives」（1980）
「スポーツ社会学講座3、現代スポーツの社会学（共著）」不昧堂（1984）
「Change!みんなのスポーツ（編著）」不昧堂、（2002）

登丸あすか（とまる あすか） 帝塚山学院大学非常勤講師
2002年立命館大学大学院社会学研究科博士前期課程修了、現在、同大学院同研究科博士後期課程在学。帝塚山学院大学、京都学園大学非常勤講師。専攻：メディア論、ジェンダーとメディア研究、メディア・リテラシー研究
＜主な業績＞
・「新版 Study Guide メディア・リテラシー [入門編]」（共著）鈴木みどり編、リベルタ出版、2004
・「Study Guide メディア・リテラシー [ジェンダー編]」（共著）鈴木みどり編、リベルタ出版、2003
・「スキヤニング・テレビジョン日本版」（共著）鈴木みどり監訳・監修、イメージサイエンス、2003

研究会への入会のご案内

日本スポーツとジェンダー研究会（JSSGS）では、随時、会員の入会を受け付けております。入会のお申し込みは、事務局まで直接お問い合わせいただくか、本研究会のホームページよりオンライン登録で行っていただくことができます。

<入会お申し込み・お問い合わせ先>

〒590-0035 大阪府堺市大仙町2-1 大阪女子大学

人間関係学科 熊安貴美江研究室内

Tel. 072-222-4811(内線)4354 E-mail: info@jssgs.org

<JSSGS会員オンライン登録の方法とご注意>

日本スポーツとジェンダー研究会では、会員登録のオンラインによる受付を行っております。研究会のホームページ（<http://www.jssgs.org>）にアクセスし、会員登録ページから入力フォームに必要な事項をご入力いただき、入力事項に間違いがないかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。事務局から申し込み受付確認のメールを返信いたします。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

フォーム送信後1週間以上経過しても事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブルなどが発生した可能性がありますので、お手数ですが info@jssgs.org までご連絡ください。

オンラインでの登録は仮登録となります。JSSGS規約に定められた会費を納入していただくことにより、正式に登録が完了します。なお、会費納入方法などにつきましては、事務局からの申し込み受付確認メールでお知らせします。

◆現在の会員種別およびその年会費は下記のようにしております。

- (1)正会員 年額5,000円
- (2)学生会員 年額 2,500円
- (3)団体会員 10名につき年額10,000円
- (4)賛助会員 年額10,000円

<ホームページのご案内>

日本スポーツとジェンダー研究会では、スポーツとジェンダーに関わる情報交換の場としてホームページを開設しています。現在、研究集会の案内や報告をはじめとし、図書情報、テーマを設定しての公開ディスカッション、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容をさらに充実させていく予定です。みなさまのアクセスをお待ちしております。

JSSGSホームページURL <http://www.jssgs.org>

上記ホームページでは、メールマガジン登録も受け付けております。メールマガジンのページからあなたのアドレスを登録していただければ、研究会やセミナーのご案内、ホームページに掲載された新しい情報についてお知らせするメールが届きます。現在、月1回程度の配信を行っています。

メールマガジンへの配信登録は会員でない方も行っていただけますので、是非ご利用ください。

秋季研究会のご案内

2005年度の秋季研究会を以下の要領で開催する予定です。是非ご出席ください。

＝ JSSGS秋季研究会 ＝

日 時：2005年11月24日（木）午後2時—4時

会 場：つくばインフォメーションセンター

茨城県つくば市吾妻1-10-1（つくばセンタービル内）

Tel. 029-852-6789 Fax. 029-852-5513

URL <http://www.info-tsukuba.org/>

開館時間：AM10:00～PM5:00

報 告 者：Judith Young氏

（アメリカ健康・体育・レクリエーション・ダンス連合（AAHPERD）副会長）

テーマ：「アメリカの体育・スポーツとタイトル区制定30年の歩み」

「スポーツとジェンダー研究」投稿論文募集のご案内

日本スポーツとジェンダー研究会（JSSGS）の機関誌「スポーツとジェンダー研究」は、毎年3月に刊行される予定です。

機関誌には、その年度に開催されたJSSGS主催研究会・研究交流会報告のほか、原著論文、研究ノート、書評などが掲載されます。

編集委員会では、機関誌に掲載する原著論文、研究ノートの投稿を随時、募集しています。

2005年10月17日（月）までに応募された論文等は、2006年3月に刊行される第4号掲載予定分として審査等が行なわれるものです。みなさまの研究成果の投稿をお待ちしています。

なお、投稿される方は、編集規定および投稿規定を厳守の上、原稿を作成してください。編集規定および投稿規定につきましては事務局までお問い合わせください。

**日本スポーツとジェンダー研究会
第4回大会 プログラム・発表抄録集**

□2005年6月30日発行(非売品)

□編集発行: 日本スポーツとジェンダー研究会
第4回大会実行委員会

事務局 〒470-0393

豊田市貝津町床立101 中京大学体育学部
来田享子研究室内

Tel. & Fax. 0565-46-6568

E-mail: info@jssgs.org

URL: <http://www.jssgs.org>

□印刷:(株)コムラ

Printed in Japan

発行者の許可なく転載することを禁ず